

少年院における処遇技法に関する研究

矯正協会附属中央研究所 佐藤 良彦
谷村 昌昭

キーワード：生活指導，処遇技法

I 研究の目的

少年院における矯正教育は、教育領域・目的は法令で定められているものの、実際の処遇に当たっては、各施設の状況に応じて、それぞれに工夫を凝らし、様々な処遇を展開している。中でも生活指導は、時代の変化や少年の非行態様・特性等の変容に対応しつつ、これまでも少年院の教育の中心的指導領域として実施されてきており、現在もその状況に変わりはない。

しかし、少年院、少年非行をめぐる状況は、目まぐるしく変化している。この10年を振り返っても、刑事処分年齢の引き下げをはじめとする平成12年の少年法改正や、平成19年には少年院法が改正され、おおむね12歳から少年院への収容が可能になるなど、様々な変化に少年院は直面している。そのような状況の中で、必要な部分に修正や新しい取組を加えながら、教育活動を続けている。

本研究は、少年院で実施されている生活指導とそこで用いられている処遇技法に焦点を当て、少年院における指導の実態を明らかにするとともに約15年前に当研究所で実施した少年院における生活指導に関する研究との比較等を通じて、過去の状況との変化についての検証を行い、さらに今後の少年院の教育活動、とりわけ生活指導について検討を加えることとしたい。

II 方法

1 調査対象施設

全国の少年院52庁（分院を含む。）を対象とした。

2 調査期間

平成21年8月14日から同年9月30日まで

3 調査方法

調査対象施設52庁の統括専門官に対し、調査票を送付し、回答を求めた。

4 調査内容

調査項目は、以下のとおりである。

(1) 収容及び教育全般の現況

- ア 平成21年9月1日現在の処遇課程等別人員
- イ 平成21年9月1日現在の教育過程別人員
- ウ 1週間の指導領域別平均指導時間（教育過程ごと）

(2) 生活指導とその中で実施している処遇技法等の実施状況

調査日現在で実施している生活指導について、処遇課程等ごと及び教育過程ごとにその具体的な教育内容を挙げ、次の項目を調査する。

- ア 指導領域の細目と内容（問題行動指導の場合、その類型）
- イ 処遇技法等の指導方法
- ウ 参加している少年の範囲
- エ 他の処遇課程等の少年の参加状況
- オ 参加させる少年の選考基準
- カ 指導者
- キ 対象少年の人数
- ク 1週間当たりの指導実施時間
- ケ 指導案の有無
- コ 教材
- サ 当該教育内容の開始時期
- シ 過去10年間の指導方法の変更や追加の有無とその変更・追加の内容

(3) (2)で列挙した教育内容の中で、重点を置いて実施しているものを処遇課程等及び教育過程ごとに3つまで挙げる。

(4) 生活指導とその中で用いられている処遇技法に関するその他の事項

- ア 新たな指導や処遇技法等の実施の必要性とその内容
- イ 過去5年間の新たな指導や処遇技法等の実施の有無とその内容、選定理由等
- ウ 現在実施している中での問題点や不都合な点（自由記述）
- エ 個別担任職員による働き掛けの事例（自由記述）
- オ 生活指導やその中で用いられている処遇技法に関する意見や感想等（自由記述）

5 比較対象とした調査

今回、本研究の比較対象とする調査は、当研究所紀要第5号及び同第6号に掲載された「少年院の各処遇課程等における生活指導の在り方に関する研究」である。

この調査は、全国の少年院（当時は53庁）と各庁に設けられている処遇課程等を対象として実施されたものであり、質問紙調査票を全国の少年院の首席専門官に送付し、平成6年6月1日現在の実態について、回答を求めたものである。この調査項目の内容は、(1)施設の教育条件にかかわる項目、(2)生活指導の実施状況にかかわる項目、(3)自庁で実施している生活指導に対する少年院の問題意識にかかわる項目、の三つに分けられる。それぞれに含まれる具体的な項目は、おおむね次のとおりである。

- (1) 職員の構成、在院者の構成、指導場所の種類と数、指導案及び教材の整備状況、研究会・研修会の開催状況等
- (2) 指導内容、指導時間数、指導方法、指導対象者、指導効果判定等
- (3) 生活指導水準、指導上の問題点、現行指導の定着状況及び生活指導等に対する施設の意見、感想等

本研究では、当研究所紀要第5号及び同第6号の「少年院の各処遇課程等における生活指導の在り方に関する研究」における平成6年6月1日現在の調査（以下、「平成6年調査」という。）の結果のうち、今回の調査結果と比較可能な部分について、調査結果を本紀要に再掲し、検証等を行う。

なお、再掲に当たっては、平成6年調査によるものであることを明示するとともに、内容に支障が生じない範囲で、表の体裁等に変更を加えたことをあらかじめ断っておきたい。

Ⅲ 結果

1 処遇課程等別の対象者数（表2, 3）

少年院の処遇課程等は、表1に示すとおりである。平成19年に短期処遇の改編が実施され、一般短期処遇の教科教育課程（ S_1 ）、職業指導課程（ S_2 ）、進路指導課程（ S_3 ）の三つの課程が、短期教科教育課程（ SE ）、短期生活訓練課程（ SG ）の二つの課程に改編された。また、生活訓練課程の G_3 、教科教育課程の E_3 については、 G_3 が平成9年に、 E_3 については平成19年にそれぞれ設けられており、これらは平成6年調査の際にはなかった処遇課程等である。

表1 処遇課程等の一覧と対象者の概要

処遇区分		処遇課程	処遇課程等の細分	対象者の概要
短期処遇	一般短期処遇	短期教科教育課程 (SE)	—	義務教育課程の履修を必要とする者又は高等学校教育を必要とし、それを受ける意欲が認められる者
		短期生活訓練課程 (SG)	—	社会生活に適応するための能力を向上させ、生活設計を具体化させるための指導を必要とする者
	特修短期処遇 (O)	—	—	一般短期処遇の対象者に該当する者であって、非行の傾向がより進んでおらず、かつ、開放処遇に適する者
長期処遇	生活訓練課程		G ₁	著しい性格の偏りがあり、反社会的な行動傾向が顕著であるため、治療的な指導及び心身の訓練を特に必要とする者
			G ₂	外国人で、日本人と異なる処遇を必要とする者
			G ₃	非行の重大性等により、少年の持つ問題性が極めて複雑・深刻であるため、その矯正と社会復帰を図る上で特別な処遇を必要とする者
	職業能力開発課程		V ₁	職業能力開発促進法等に定める職業訓練 (10 か月以上) の履修を必要とする者
			V ₂	職業能力開発促進法等に定める職業訓練 (10 か月未満) の履修を必要とする者、又は職業上の意識、知識、技能等を高める職業指導を必要とする者
	教科教育課程		E ₁	義務教育課程の履修を必要とする者のうち、12歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したもの
			E ₂	高等学校教育を必要とし、それを受ける意欲が認められる者
			E ₃	義務教育過程の履修を必要とする者のうち、12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの
	特殊教育課程		H ₁	知的障害者であって、専門的医療措置を必要とする心身に著しい故障のないもの及び知的障害に対する処遇に準じた処遇を必要とする者
			H ₂	情緒的未成熟等により非社会的な形の社会的不適応が著しいため専門的な治療教育を必要とする者
	医療措置課程		P ₁	身体疾患者
			P ₂	肢体不自由等の身体障害のある者
			M ₁	精神病者及び精神病の疑いのある者
			M ₂	精神病質者及び精神病質の疑いのある者

表2は、平成21年9月1日現在の処遇課程等ごとの対象者数である。男子、女子ともにV₂が最も多く、男子で半数以上、女子で6割以上を占めている。男女ともV₂に次いで多いのはG₁、SGとなっている。男子については、G₁及びSGとも1割以上を占めており、V₂、G₁、SGの対象者で男子少年全体の7割以上を占める。女子でも、G₁及びSGとも1割には満たないものの、V₂、G₁、SGの対象者で女子少年全体の7割以上を占める。E₃は、男女ともに対象者はいない。Oについては、女子の対象者がおらず、男子についても2名しかいない。その他、女子は、開設施設のないV₁のほか、G₂、E₂、P₂の対象者がいない。

表2 処遇課程等別の対象者

		男子			女子			合計		
		対象者数	該当課程等の数	平均対象者	対象者数	該当課程等の数	平均対象者	対象者数	該当課程等の数	平均対象者
短期	SE	38	6	6.3	5	4	1.3	43	10	4.3
	SG	351	13	27.0	24	4	6.0	375	17	22.1
	O	2	1	2.0	0	0	0.0	2	1	2.0
長期	G ₁	450	10	45.0	34	6	5.7	484	16	30.3
	G ₂	22	3	7.3	0	0	0.0	22	3	7.3
	G ₃	18	10	1.8	4	3	1.3	22	13	1.7
	V ₁	174	3	58.0	0	0	0.0	174	3	58.0
	V ₂	1,623	20	81.2	244	9	27.1	1,867	29	64.4
	E ₁	141	9	15.7	21	6	3.5	162	15	10.8
	E ₂	18	2	9.0	0	0	0.0	18	2	9.0
	E ₃	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
	H ₁	108	3	36.0	20	7	2.9	128	10	12.8
	H ₂	127	3	42.3	18	5	3.6	145	8	18.1
	P ₁	9	2	4.5	4	2	2.0	13	4	3.3
	P ₂	1	1	1.0	0	0	0.0	1	1	1.0
	M ₁	51	2	25.5	23	2	11.5	74	4	18.5
	M ₂	8	2	4.0	2	1	2.0	10	3	3.3
	合計	3,141	90	34.9	399	49	8.1	3,540	139	25.5

注1 該当課程等の数は、対象者がいた処遇課程等の数を計上している。

2 P₁, P₂, M₁, M₂の該当課程等の数の合計については、男女を別の課程等として計上している。

SE, SG, Oを合わせて、短期処遇全体を見ると、男子は400人に満たず、男子少年全体の1割を上回る程度であり、女子は30人を下回り、女子少年全体の1割に満たない。

1課程ごとの平均対象者を見ると、男子はV₂及びV₁が多く、G₁, H₂と続いている。V₂は80人を上回り、V₁でも50人を上回っている一方で、G₃は2人に満たないなど、差は大きい。短期処遇の中でも、SGは27人となっている一方で、SEやOについては、10人に満たず、SGの平均対象者の3分の1にも満たない。女子は、V₂, M₁の順で多くなっているが、その他の処遇課程等については、いずれも10人に満たず、SGで6.0人、G₁で5.7人の順となっている。

表3の平成6年調査における処遇課程等別の対象者数と比べると、今回の調査における少年全体の数は、平成6年の調査時を約2割上回っている。当時もV₂が最も多く、次いでS₃(進路指導課程)、G₁となっている。短期処遇の対象少年の数に着目すると、今回の調査では、先述したとおり、全体の1割を少し上回る程度であるが、平成6年調査では、全体の約2割が短期処遇の少年であった。Oについては、平成19年の短期処遇改編時に特修短期処遇実施施設の集約化が行われたこともあり、該当課程等の数も、平

成6年調査時の15から今回調査では1と大きく減少している。

表3 処遇課程等別の対象者【平成6年調査】

		対象者数	該当課程等の数	平均対象者
短期処遇	S ₁	13	8	1.6
	S ₂	44	15	2.9
	S ₃	421	19	22.2
	O	91	15	6.1
長期処遇	G ₁	338	18	18.8
	G ₂	3	1	3.0
	V ₁	140	3	46.7
	V ₂	1,384	31	44.6
	E ₁	150	12	12.5
	E ₂	21	3	7.0
	H ₁ ・H ₂	211	13	16.2
	M ₁ ・M ₂	90	4	22.5
	P ₁ ・P ₂	68	4	17.0
	計	2,974	146	20.4

注 男女を合計したものである。

2 対象となる処遇課程等数（表4）

今回の調査における分析集計の対象とした処遇課程等の種類については表4のとおりである。対象とした処遇課程等は、調査時点で対象者がいた処遇課程等、及び平成20年9月1日から平成21年8月末日の間に新たに収容された少年が1名以上いる処遇課程等としている。また、医療措置課程は、細分類型を省略し、さらにPとMを合わせて「PM」としてまとめている。

対象とした処遇課程等の数を男女で比べてみると、男子は88、女子は49と男子の方が多い。男子少年院が41施設、女子少年院が9施設であるところ、1施設あたりの処遇課程等の数でみると、男子が2.1に対し、女子は5.4であり、女子少年院の方が、男子少年院に比べて、様々な処遇課程等の少年を抱えていることが分かる。

表4 調査対象となった処遇課程等の数

	短期処遇			長期処遇											計
	SE	SG	O	G ₁	G ₂	G ₃	V ₁	V ₂	E ₁	E ₂	E ₃	H ₁	H ₂	PM	
男子少年院	9	13	3	10	3	10	3	20	9	2	0	3	3		88
女子少年院	4	5	0	7	0	3	0	9	7	1	0	8	5		49
医療少年院														2	2
計	13	18	3	17	3	13	3	29	16	3	0	11	8	2	139

3 生活指導の実施状況

(1) 指導時間 (表5～7)

表5は、全国の少年院における指導領域別の1週間の平均指導時間数を教育過程別に示したものである。これによると、新入時教育過程、中間期教育過程、出院準備教育過程（なお、以下の記載において、「過程」は表記しない。）のいずれの教育過程についても、他の指導領域と比べ、生活指導の指導時間数が、最も長くなっている。生活指導は、指導時間数の配分という視点から見れば、最も重視されていることが分かる。特に、新入時教育における生活指導の指導時間は、全指導時間の5割を越えている。

表5 指導領域別週平均指導時間（教育過程別）

	新入時教育	中間期教育	出院準備教育
生活指導	23.4	16.5	17.2
	54.7%	38.5%	39.9%
職業補導	5.0	10.8	11.3
	11.7%	25.1%	26.3%
教科教育	6.5	8.1	7.3
	15.3%	18.8%	17.1%
保健体育	5.5	4.5	4.3
	12.8%	10.5%	10.0%
特別活動	2.3	3.0	3.0
	5.5%	7.1%	6.9%
合計	42.7	42.9	43.0
	100.0%	100.0%	100.0%

注 上段の単位は時間である。

表6は、平成6年調査における教育過程別の指導領域別週平均指導時間数である。平成6年調査では、昼間、夜間特別に指導時間を調査しており、今回の再掲に当たって、昼間及び夜間の指導時間を合計し、各教育過程の指導時間全体に対する割合を算出した。これによると、新入時教育、中間期教育、出院準備教育のすべての教育過程を通じて生活指導の指導時間が最も多く、今回の調査結果と同様の傾向を示している。また、新入時教育における生活指導の指導時間は、全指導時間の5割を越えている点も、今回の調査結果と同様である。少年院の指導時間の多くが、生活指導に配分されている状況に、15年前の調査結果と現在とで大きな変化はないと言える。

表6 指導領域別週平均指導時間（教育過程別）【平成6年調査】

	新入時教育			中間期教育			出院準備教育		
	昼間	夜間	計	昼間	夜間	計	昼間	夜間	計
生活指導	14.7	6.8	21.5	7.3	6.5	13.8	7.8	6.4	14.2
			52.8%			33.4%			34.4%
職業補導	3.9	0.3	4.2	10.4	0.7	11.1	10.0	0.6	10.6
			10.3%			26.9%			25.7%
教科教育	4.0	3.1	7.1	5.4	3.1	8.5	5.1	3	8.1
			17.4%			20.6%			19.6%
保健体育	5.3	0.0	5.3	3.7	0.0	3.7	3.5	0	3.5
			13.0%			9.0%			8.5%
特別活動	1.8	0.8	2.6	3.2	1.0	4.2	3.8	1.1	4.9
			6.4%			10.2%			11.9%
合計	29.7	11.0	40.7	30.0	11.3	41.3	30.2	11.1	41.3
			100.0%			100.0%			100.0%

注 上段の単位は時間である。

三つの教育過程のうち、一般的に教育実施期間が最も長い中間期において、生活指導にどの程度時間が配分されているかを処遇課程等別に見たのが、表7である。男子少年院では、SGが最も高く、O、G₂が次いで高くなっている。最も低いのは、V₁で30パーセントを下回っている。短期処遇の処遇課程等については、いずれも40パーセントを超えて、比較的割合が高くなっている。女子少年院では、G₃が最も高く、SG、SEが次いで高くなっている。

表7 生活指導時間の割合（中間期教育・処遇課程等別）

		男子少年院	女子少年院	医療少年院
短期	SE	42.3%	36.1%	—
	SG	46.1%	38.8%	—
	O	45.4%	—	—
長期	G ₁	40.3%	35.0%	—
	G ₂	42.5%	—	—
	G ₃	41.9%	41.9%	—
	V ₁	25.7%	—	—
	V ₂	38.4%	34.8%	—
	E ₁	35.4%	30.9%	—
	E ₂	39.7%	32.4%	—
	H ₁	39.0%	35.5%	—
	H ₂	34.5%	35.3%	—
	PM	—	—	41.3%

(2) 指導内容 (表8～15)

生活指導領域は、問題行動指導（非行にかかわる意識、態度及び行動面の問題に対する指導）、治療的教育（資質、情緒等の問題に対する心理療法等を用いた治療的な指導）、情操教育（美的、宗教的及び道徳的な情操のかん養に関する指導）、基本的生活訓練（基本的生活習慣、遵法的・自律的生活態度及び対人関係に関する指導）、保護関係調整指導（保護環境上の問題に対する指導）、進路指導（進路選択、生活設計及び社会復帰への心構えに関する指導）の六つの細目が定められている。少年院の生活指導では、様々な具体的な教育実践を通して、各細目の内容についての教育・指導がなされている。

表8は、各教育過程における生活指導の教育内容の実施数を生活指導の細目ごとに集計したものである。なお、今回の調査では、実施している生活指導について、処遇課程等ごと及び教育過程ごとに具体的な教育内容を列挙してもらっており、それぞれについて指導方法や指導者等を調査している。本稿では、列挙された具体的な教育内容を、「教育内容の実施数」として集計した（なお、問題群別指導等において、「薬物問題教育」と「性問題教育」のように、複数の類型で実施しているものについては、注釈で示さない限り、一つの教育の実施としてまとめて集計している。）。表8によると、すべての教育過程を通じて、問題行動指導の実施数が多くなっており、いずれも、各教育過程における教育実施総数の3割以上となっていることが分かる。

指導領域の細目ごとに見ると、問題行動指導は中間期教育で最も多くなっており、4割近くを占めている。治療的教育は、すべての過程を通じて1割に満たないが、中間期教育時が最も高くなっている。情操教育は、多少の増減があるものの、全過程を通じてほぼ横ばいである。基本的生活訓練は新入時教育で最も多く、4分の1を占めている。保護関係調整指導は出院準備教育で最も多く、進路指導は中間期教育、出院準備教育と、少しずつ割合が増えている。

教育過程ごとに見ると、新入時教育では、問題行動指導に次いで、基本的生活訓練、情操教育の順に多くなっており、中でも基本的生活訓練については、新入時教育全体の2割を越えて、他の教育過程に比べて最も高くなっている。中間期教育については、問題行動指導に次いで、情操教育、基本的生活訓練の順に多くなっているほか、問題行動指導、治療的教育、情操教育について、それぞれの実施数が他の過程に比べて最も多くなっており、また、教育過程ごとの実施総数も、中間期教育が最も多くなっている。出院準備教育については、問題行動指導に次いで、基本的生活訓練、情操教育の順に高くなっている。

表8 生活指導の細目別教育内容実施数（教育過程別）

	新入時教育	中間期教育	出院準備教育
問題行動指導	416 33.0%	580 39.2%	485 34.0%
治療的教育	108 8.6%	140 9.5%	125 8.8%
情操教育	225 17.8%	256 17.3%	240 16.8%
基本的生活訓練	313 24.8%	244 16.5%	263 18.4%
保護関係調整指導	156 12.4%	180 12.2%	204 14.3%
進路指導	142 11.3%	189 12.8%	237 16.6%
総数	1,262 100.0%	1,478 100.0%	1,428 100.0%

注 複数の細目に該当するものがあり、各細目の合計は総数と一致しない。

表9～11は、平成6年調査の結果における生活指導の教育内容別実施状況であり、それぞれ新入時教育、中間期教育、出院準備教育の表となっている。平成6年調査では、生活指導領域の細目と異なる分類が含まれるため、参考程度の比較にとどまるが、傾向について見たい。新入時教育では、自己の問題点を理解させる指導が最も多く、次いで院内生活に適應させる指導が、他に比べて非常に多くなっている。中間期教育では、内容が比較的分散し、その中でも資質上の問題性に対する指導や非行にかかわる態度及び行動上の問題性に対する指導が多くなっている。出院準備教育では、進路別の指導が他に比べてやや高い割合を占め、次いで中間期教育の仕上げを行う指導、社会適應訓練の割合が高くなっている。実施総数については、中間期教育が他の過程と比べて非常に多くなっている。

なお、平成6年調査における中間期教育の教育内容の分類については、生活指導の細目に関連したものとなっている。平成6年調査の結果の再掲に当たって、これらの分類については、現在の生活指導の細目名を付すこととした。

表9 生活指導の教育内容実施数（新入時教育）【平成6年調査】

教育内容	実施数	構成比
院内生活に適応させる指導	163	32.3%
自己の問題点を理解させる指導	182	36.0%
保護者との関係調整を行う指導	31	6.1%
進路指導	41	8.1%
基本的な生活態度に関する指導	53	10.5%
情操面の指導	13	2.6%
その他の指導	22	4.4%
計	505	100.0%

表10 生活指導の教育内容別実施数（中間期教育）【平成6年調査】

教育内容	実施数	構成比
非行にかかわる態度及び行動上の問題性に対する指導 (問題行動指導)	139	19.4%
資質上の問題性に対する指導 (治療的教育)	161	22.4%
情操面の指導 (情操教育)	49	6.8%
基本的な生活態度に関する指導 (基本的生活訓練)	79	11.0%
保護者との関係調整を行う指導 (保護関係調整指導)	81	11.3%
進路指導	110	15.3%
情緒を安定させる指導	10	1.4%
社会性を育成する指導	33	4.6%
その他の指導	56	7.8%
計	718	100.0%

注 内容の（ ）内は、執筆者が付したものである。

表11 生活指導の教育内容別実施数（出院準備教育）【平成6年調査】

教育内容	実施数	構成比
社会適応訓練	98	18.7%
進路別の指導	194	37.0%
保護環境の調整に関する指導	67	12.8%
中間期教育の仕上げを行う指導	116	22.1%
その他の指導	49	9.4%
計	505	100.0%

このように見ると、中間期教育における実施総数が他の教育過程と比べて最も多く、中でも非行にかかわる態度及び行動上の問題性に対する指導、つまり問題行動指導の割合が高い点に変化はないが、資質上の問題性に対する指導、つまり治療的教育については、平成6年の調査では高い割合であったが、今回の調査では1割未満と低くとどまっている。

表12は、男子中間期教育における生活指導の細目別実施数とその構成比を処遇課程等ごとに示したものである。E₂では、問題行動指導の割合が6割を超えて、構成比が処遇課程等の中で最も高く、次いでOが高くなっている。SE, SG, G₃, V₁, V₂では4割を超えている。H₁, H₂では、問題行動指導が3割前後にとどまっている一方で、治療的教育は4割以上と、他の処遇課程よりも非常に高くなっている。情操教育は、E₁, V₁, G₁で高く、2割を超えている。基本的生活訓練は、E₁, H₁, H₂, G₁, で2割前後と高くなっている。保護関係調整指導は、V₁, SE, SGが高く、1割を超えている。進路指導は、G₂, V₁, Oが高く、1割を超えている。

表12 生活指導の細目別教育内容実施数（男子中間期教育・処遇課程等別）

	問題行動指導	治療的教育	情操教育	基本的生活訓練	保護関係調整指導	進路指導	総数	
短期処遇	SE	44	4	12	18	14	8	100
		44.6%	4.0%	11.9%	17.8%	13.9%	7.9%	100.0%
	SG	56	4	18	19	18	12	127
		44.5%	3.1%	14.1%	14.8%	14.1%	9.4%	100.0%
長期処遇	O	21	0	7	3	3	5	39
		55.0%	0.0%	17.5%	7.5%	7.5%	12.5%	100.0%
	G ₁	40	9	21	19	10	15	101
		39.2%	8.8%	20.6%	18.6%	9.8%	15.7%	100.0%
長期処遇	G ₂	9	2	2	4	2	4	23
		39.1%	8.7%	8.7%	17.4%	8.7%	17.4%	100.0%
	G ₃	43	10	20	18	9	11	103
		41.2%	9.8%	19.6%	17.6%	8.8%	10.8%	100.0%
	V ₁	11	1	6	4	4	4	26
		42.3%	3.8%	23.1%	15.4%	15.4%	15.4%	100.0%
	V ₂	61	6	24	26	13	17	141
		43.3%	4.3%	17.0%	18.4%	9.2%	12.1%	100.0%
	E ₁	26	1	16	14	5	6	64
		40.6%	1.6%	25.0%	21.9%	7.8%	9.4%	100.0%
	E ₂	10	0	3	1	1	1	16
		62.5%	0.0%	18.8%	6.3%	6.3%	6.3%	100.0%
長期処遇	H ₁	6	9	2	4	1	1	20
		30.0%	45.0%	10.0%	20.0%	5.0%	5.0%	100.0%
長期処遇	H ₂	6	10	2	4	1	1	21
		28.6%	47.6%	9.5%	19.0%	4.8%	4.8%	100.0%
合計		333	56	133	134	81	85	781
		42.6%	7.2%	17.0%	17.2%	10.4%	10.9%	100.0%

注 複数の細目に該当するものがあり、各細目の合計は総数と一致しない。

表13は、同様に女子について見たものである。問題行動指導の割合が他の細目に比べて高いという傾向は、少年院全体の傾向と同様であるが、1割未満の項目が少なく、男子に比べて細目間の構成比の差が小さい。細目ごとに見ると、問題行動指導は、 G_3 が4割を超えて最も高く、 SG 、 V_2 が次いで高くなっている。治療的教育は、 H_2 が最も高く、次いで G_1 、 E_1 が高くなっており、最も低いのは G_3 で、1割を下回っている。情操教育は、 G_3 が最も高く、2割を超えており、 H_1 、 SE が次いで高くなっている。基本的生活訓練は、 G_3 が最も高く、 SE 、 G_1 が次いで高くなっている。保護関係調整指導は、 SE が最も高く、次いで E_2 が高い。進路指導では、 G_3 が最も低く、1割を下回っている。

表13 生活指導の細目別教育内容実施数（女子中間期教育・処遇課程等別）

		問題行動指導	治療的教育	情操教育	基本的 生活訓練	保護関係 調整指導	進路指導	総数
短期 処遇	SE	18 36.0%	4 8.0%	9 18.0%	9 18.0%	9 18.0%	9 18.0%	50 100.0%
	SG	25 36.8%	7 10.3%	11 16.2%	7 10.3%	10 14.7%	12 17.6%	68 100.0%
	G_1	30 33.3%	12 13.3%	16 17.8%	15 16.7%	13 14.4%	13 14.4%	90 100.0%
長期 処遇	G_3	13 40.6%	2 6.3%	8 25.0%	7 21.9%	4 12.5%	2 6.3%	32 100.0%
	V_2	45 36.3%	13 10.5%	22 17.7%	18 14.5%	17 13.7%	18 14.5%	124 100.0%
	E_1	35 35.0%	13 13.0%	16 16.0%	15 15.0%	15 15.0%	15 15.0%	100 100.0%
	E_2	6 31.6%	2 10.5%	3 15.8%	2 10.5%	3 15.8%	3 15.8%	19 100.0%
	H_1	33 33.0%	12 12.0%	19 19.0%	16 16.0%	14 14.0%	15 15.0%	100 100.0%
	H_2	28 32.9%	12 14.1%	15 17.6%	14 16.5%	11 12.9%	10 11.8%	85 100.0%
	合計	233 34.9%	77 11.5%	119 17.8%	103 15.4%	96 14.4%	97 14.5%	668 100.0%

注 複数の細目に該当するものがあり、各細目の合計は総数と一致しない。

表14は、平成6年調査における男子中間期教育における生活指導の内容ごとの教育内容実施数を処遇課程等別に示したものであり、表15は同じく女子中間期教育の状況について示したものである。これらによると、男子において、 S_1 、 S_2 、 G_1 、 G_2 、 H は、資質上の問題性に対する指導（治療的教育）が最も実施数が多くなっている。そのほか S_3 は進路指導、 O 、 V_2 、 E_1 、では非行にかかわる態度及び行動上の問題性に対する指導（問題行動指導）が、 V_1 では進路指導が最も実施数が多くなっている。 E_2 は、問題行動指導と進路指導、社会性を育成する指導が並んで多くなっている。

る。

女子においては、 S_3 を除くすべての処遇課程等で治療的教育が最も高くなっている。なお、治療的教育とともに、 S_1 及びOは問題行動指導及び保護環境調整指導と、 S_2 は問題行動指導と、 V_2 は進路指導と、Hは基本的な生活訓練と、それぞれ同じ割合で最も高くなっている。

今回の調査結果では、男子の H_1 、 H_2 を除くすべての処遇課程等において、問題行動指導の構成比が、他の細目に比して非常に高かった。平成6年調査では問題行動指導の構成比が高い処遇課程等もあるが、問題行動指導が他の細目に比べて突出して高いという状況ではなかった。現在の少年院においては、以前に比べて問題行動指導に非常に力を入れて取り組んでいることがうかがえる。

表14 生活指導の細目等別教育内容実施数構成比（男子中間期教育）【平成6年調査】

	非行にかかわる態度及び行動上の問題性に対する指導（問題行動指導）	資質上の問題性に対する指導（治療的教育）	情操面の指導（情操教育）	基本的な生活態度に関する指導（基本的な生活訓練）	保護環境上の問題性に関する指導（保護環境調整指導）	進路指導	情緒を安定させる指導	社会性を育成する指導	その他の指導	計	
短期処遇	S_1	17.9%	25.6%	12.8%	10.3%	2.6%	10.3%	0.0%	2.6%	17.9%	100.0%
	S_2	16.7%	33.3%	12.5%	6.2%	6.2%	6.2%	0.0%	4.2%	14.6%	100.0%
	S_3	13.6%	20.3%	8.5%	6.8%	5.1%	30.5%	1.7%	3.4%	10.2%	100.0%
	O	26.8%	14.6%	7.3%	7.3%	14.6%	4.9%	0.0%	7.3%	17.1%	100.0%
長期処遇	G_1	20.6%	25.0%	4.4%	11.8%	11.8%	14.7%	1.5%	7.4%	2.9%	100.0%
	G_2	0.0%	42.9%	0.0%	28.6%	14.3%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	V_1	9.1%	18.2%	0.0%	9.1%	18.2%	27.3%	0.0%	9.1%	9.1%	100.0%
	V_2	23.5%	18.8%	1.2%	10.6%	9.4%	17.6%	0.0%	8.2%	10.6%	100.0%
	E_1	21.2%	18.2%	6.1%	9.1%	3.0%	18.2%	0.0%	12.1%	12.1%	100.0%
	E_2	25.0%	12.5%	0.0%	12.5%	0.0%	25.0%	0.0%	25.0%	0.0%	100.0%
	H	16.7%	27.8%	5.5%	16.7%	0.0%	11.1%	0.0%	16.7%	5.5%	100.0%

表15 生活指導の細目等別教育内容実施数構成比（女子中間期教育）【平成6年調査】

		非行にかかわる態度及び行動上の問題性に対する指導（問題行動指導）	資質上の問題性に対する指導（治療的教育）	情操面の指導（情操教育）	基本的な生活態度に関する指導（基本的な生活訓練）	保護環境上の問題性に関する指導（保護環境調整指導）	進路指導	情緒を安定させる指導	社会性を育成する指導	その他の指導	計
短期処遇	S ₁	20.6%	20.6%	5.9%	8.8%	20.6%	17.6%	2.9%	0.0%	2.9%	100.0%
	S ₂	23.3%	23.3%	6.7%	10.0%	20.0%	10.0%	3.3%	0.0%	3.3%	100.0%
	S ₃	18.9%	16.2%	5.4%	10.8%	16.2%	24.3%	2.7%	0.0%	5.4%	100.0%
	O	24.1%	24.1%	3.5%	3.5%	24.1%	10.3%	0.0%	0.0%	10.3%	100.0%
長期処遇	G	21.7%	23.9%	10.9%	13.0%	13.0%	13.0%	0.0%	2.2%	2.2%	100.0%
	V ₂	17.1%	20.0%	11.4%	11.4%	17.1%	20.0%	2.9%	0.0%	0.0%	100.0%
	E	18.4%	26.3%	5.3%	15.8%	13.2%	18.4%	2.6%	0.0%	0.0%	100.0%
	H	14.0%	23.3%	11.6%	23.3%	11.6%	7.0%	4.7%	2.3%	2.3%	100.0%

4 生活指導における処遇技法等の実施状況（表16, 17）

表16は、中間期教育における生活指導の細目別に、指導方法としてどのような処遇技法等を用いているかをまとめたものである。

各細目別に見ると、問題行動指導では講話・講義、作文指導、集団討議が、治療的教育では芸術療法、個別カウンセリング、面接指導が、情操教育では講話・講義、芸術療法、面接指導が、基本的な生活訓練では集団討議、講話・講義、面接指導が、保護関係調整指導では面接指導、作文指導、講話・講義が、進路指導では講話・講義、集団討議、面接指導が、実施率の高い指導方法、処遇技法となっている。

表16 指導方法の実施状況（中間期教育・細目別）

	問題行動指導	治療的教育	情操教育	基本的 生活訓練	保護関係 調整指導	進路指導
個別カウンセリング	37 26.6%	26 18.7%	8 5.8%	10 7.2%	19 13.7%	23 16.5%
集団カウンセリング	5 3.6%	2 1.4%	1 0.7%	3 2.2%	10 7.2%	1 0.7%
内観法	14 10.1%	6 4.3%	0 0.0%	0 0.0%	20 14.4%	0 0.0%
ロールプレイング	77 55.4%	4 2.9%	7 5.0%	22 15.8%	13 9.4%	19 13.7%
心理劇	6 4.3%	7 5.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
SST	38 27.3%	1 0.7%	8 5.8%	38 27.3%	15 10.8%	25 18.0%
役割交換書簡法	67 48.2%	8 5.8%	2 1.4%	5 3.6%	21 15.1%	9 6.5%
芸術療法	11 7.9%	38 27.3%	40 28.8%	4 2.9%	6 4.3%	0 0.0%
自律訓練法	0 0.0%	2 1.4%	3 2.2%	1 0.7%	0 0.0%	0 0.0%
認知行動療法	22 15.8%	0 0.0%	0 0.0%	5 3.6%	2 1.4%	6 4.3%
作文指導	124 89.2%	15 10.8%	26 18.7%	35 25.2%	37 26.6%	56 40.3%
講話・講義	133 95.7%	4 2.9%	77 55.4%	78 56.1%	36 25.9%	91 65.5%
面接指導	104 74.8%	22 15.8%	28 20.1%	41 29.5%	61 43.9%	59 42.4%
内省指導	65 46.8%	5 3.6%	8 5.8%	20 14.4%	25 18.0%	14 10.1%
集団討議	117 84.2%	5 3.6%	26 18.7%	80 57.6%	13 9.4%	72 51.8%
グループワーク	25 18.0%	5 3.6%	9 6.5%	6 4.3%	14 10.1%	12 8.6%
その他	70 50.4%	9 6.5%	58 41.7%	38 27.3%	43 30.9%	26 18.7%

注1 複数回答による。

- 2 上段は、当該指導方法を実施している処遇課程等数を示す。
下段は、処遇課程等全体（139）に対する割合を示す。

表17は、平成6年調査の結果を、今回の調査結果をまとめた表16と同様の集計方法で再集計したものである。この調査結果では、実施率の高い指導方法は、面接、講話・講義、作文指導であり、その点について、今回の調査結果と大きな違いはない。一方、問題行動指導における処遇技法等の指導方法は、全般的に平成6年調査結果と比べて実施率が高くなっているのに対し、治療的教育においては、全般的に平成6年調査結果と比べて実施率が低くなっている。また、例えば、役割交換書簡法やロールプレイングの実

施率を見ると、前回調査の問題行動指導における実施率は去ることながら、治療的教育のそれに比べても非常に高くなっており、これらの指導方法は、様々な指導場面において使用され、浸透されてきていることがうかがえる。

前回の調査結果では、SSTや芸術療法、認知行動療法、グループワーク等は項目として取上げられていなかったが、今回の調査において、SSTは、問題行動指導や基本的生活訓練の細目で4分の1以上の処遇課程等で実施され、認知行動療法やグループワークは、問題行動指導において15パーセント以上の処遇課程等で実施されていることが分かった。絵画療法や箱庭療法などの芸術療法は、治療的教育や情操的教育において4分の1以上の処遇課程等で実施されていた。

表17 指導方法の実施状況（中間期教育・細目等別）【平成6年調査】

	非行にかかわる態度及び行動上の問題性に対する指導（問題行動指導）	資質上の問題性に対する指導（治療的教育）	情操面の指導（情操教育）	基本的な生活態度に関する指導（基本的生活訓練）	保護環境上の問題性に関する指導（保護環境調整指導）	進路指導	情緒を安定させる指導	社会性を育成する指導	その他の指導
個別カウンセリング	14	34	4	1	36	25	0	2	9
	7.9%	19.1%	2.2%	0.6%	20.2%	14.0%	0.0%	1.1%	5.1%
集団カウンセリング	23	6	1	0	0	0	0	0	1
	12.9%	3.4%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%
内観法	10	34	0	7	9	0	0	1	7
	5.6%	19.1%	0.0%	3.9%	5.1%	0.0%	0.0%	0.6%	3.9%
ロールプレイング	49	22	0	6	7	13	0	3	0
	27.5%	12.4%	0.0%	3.4%	3.9%	7.3%	0.0%	1.7%	0.0%
心理劇	18	8	0	5	2	5	0	0	1
	10.1%	4.5%	0.0%	2.8%	1.1%	2.8%	0.0%	0.0%	0.6%
役割交換書簡法	26	48	2	7	41	9	0	3	2
	14.6%	27.0%	1.1%	3.9%	23.0%	5.1%	0.0%	1.7%	1.1%
作文指導	104	84	7	23	20	30	0	11	20
	58.4%	47.2%	3.9%	12.9%	11.2%	16.9%	0.0%	6.2%	11.2%
講話・講義	120	30	29	28	10	54	9	11	22
	67.4%	16.9%	16.3%	15.7%	5.6%	30.3%	5.1%	6.2%	12.4%
面接指導	67	94	6	49	59	80	6	15	24
	37.6%	52.8%	3.4%	27.5%	33.1%	44.9%	3.4%	8.4%	13.5%
内省指導	26	70	4	14	15	8	0	5	8
	14.6%	39.3%	2.2%	7.9%	8.4%	4.5%	0.0%	2.8%	4.5%
集会指導	31	48	1	28	1	13	0	16	7
	17.4%	27.0%	0.6%	15.7%	0.6%	7.3%	0.0%	9.0%	3.9%
集団討議	87	36	7	16	7	33	0	9	7
	48.9%	20.2%	3.9%	9.0%	3.9%	18.5%	0.0%	5.1%	3.9%
その他	39	46	33	35	34	38	9	11	16
	21.9%	25.8%	18.5%	19.7%	19.1%	21.3%	5.1%	6.2%	9.0%

注1 平成6年調査の結果を、表16と同様の表となるよう、データの構成を一部修正したものである。

2 複数回答による。

3 上段は、当該指導方法を実施している処遇課程等数を示す。

下段は、平成6年調査において集計した処遇課程等全体（178）に対する割合を示す。

5 指導の対象者（表18～27）

表18は、教育過程ごとに生活指導の対象者の状況を示したものである。すべての教育内容の約8割が当該処遇課程等の全員を対象としたものとなっている。教育過程ごとでは、新入時教育が、当該処遇課程等の全員を対象としているものの割合が高く、8割を超えている。

表18 指導対象者の範囲（教育過程別）

	新入時教育	中間期教育	出院準備教育	合計
全員参加	1,075	1,092	1,113	3,280
	85.2%	73.9%	77.9%	78.7%
一部参加	147	334	265	744
	11.6%	22.6%	18.6%	17.9%
その他	40	54	50	144
	3.2%	3.7%	3.5%	3.5%
合計	1,262	1,478	1,428	4,168
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表19は、中間期教育における生活指導の対象者について、細目ごとに参加少年の範囲についてまとめたものである。

中間期教育の生活指導全体を見ると、実施されている教育内容の7割以上が当該処遇課程等の少年全員が対象となっている。細目ごとでは、情操教育では9割以上、進路指導及び基本的な生活訓練では8割以上、保護関係調整指導では7割以上となっている。その一方で、治療的教育については、全員参加が約3割にとどまり、6割以上が一部参加となっている。

表19 指導対象者の範囲（中間期教育・細目別）

	問題行動指導	治療的教育	情操教育	基本的 生活訓練	保護関係 調整指導	進路指導	総数
全員参加	385	41	241	214	132	166	1,092
	66.4%	29.3%	94.1%	87.7%	73.3%	87.8%	73.9%
一部参加	178	92	12	16	39	19	332
	30.7%	65.7%	4.7%	6.6%	21.7%	10.1%	22.5%
その他	17	7	3	14	9	4	54
	2.9%	5.0%	1.2%	5.7%	5.0%	2.1%	3.7%
総数	580	140	256	244	180	189	1,478
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

注 複数の細目に該当する教育内容があるので、各細目の合計は総数と一致しない。

表20は、他の処遇課程等の少年の参加があるかどうかについて、教育過程ごとにまと

めたものである。全体の約7割の教育内容について、他の処遇課程等の少年も一緒に指導を受けていることを示している。なお、「その他」としたものの多くは、各少年に対して個別に実施しているものであった。

表20 他の処遇課程等少年の参加状況（教育過程別）

	新入時教育	中間期教育	出院準備教育	合計
参加あり	942 74.6%	1,038 70.2%	998 69.9%	2,978 71.4%
参加なし	148 11.7%	199 13.5%	199 13.9%	546 13.1%
その他	172 13.6%	241 16.3%	231 16.2%	644 15.5%
合計	1,262 100.0%	1,478 100.0%	1,428 100.0%	4,168 100.0%

表21は、中間期教育において他の処遇課程等の少年の参加があるかどうかについて、生活指導の細目ごとにまとめたものである。情操教育では9割近く、基本的な生活訓練では8割以上、進路指導や問題行動指導でも7割以上が他の処遇課程等の少年と一緒に指導を実施している。一方、保護関係調整指導については、4割を上回る程度、治療的教育については3割を上回る程度の割合で、他の細目に比べて、他の処遇課程等の少年と一緒に指導を行っているものの割合が低くなっている。これらについては、個別に実施しているものも多く、「その他」の割合が、他の細目と比べて高くなっている。

表21 他の処遇課程等少年の参加状況（中間期教育・細目別）

	問題行動指導	治療的教育	情操教育	基本的 生活訓練	保護関係 調整指導	進路指導	総数
参加あり	415 71.6%	48 34.3%	224 87.5%	199 81.6%	79 43.9%	141 74.6%	1,038 70.2%
参加なし	78 13.4%	26 18.6%	18 7.0%	25 10.2%	34 18.9%	28 14.8%	199 13.5%
その他	87 15.0%	66 47.1%	14 5.5%	20 8.2%	67 37.2%	20 10.6%	241 16.3%
合計	580 100.0%	140 100.0%	256 100.0%	244 100.0%	180 100.0%	189 100.0%	1,478 100.0%

注 複数の細目に該当する教育内容があるので、各細目の合計は総数と一致しない。

表22は、中間期教育における生活指導全体について、当該処遇課程等の少年の参加状況と他の処遇課程等の少年の参加状況をクロス集計したものである。これを見ると、当該処遇課程の全員が参加し、かつ他の処遇課程等の少年も参加しているものが5割を超

えて最も多い。また、当該処遇課程の一部の少年が参加し、かつ他の処遇課程等の少年も参加しているもの、当該処遇課程等の全員が参加し、かつ他の処遇課程等の少年の参加がないものは、それぞれ1割前後となっていることが分かる。

表22 指導対象者の状況（中間期教育）

		他の処遇課程等少年の参加			合計
		参加あり	参加なし	その他	
当該処遇課程等の参加少年	全員参加	838 56.7%	137 9.3%	117 7.9%	1,092 73.9%
	一部参加	176 11.9%	57 3.9%	99 6.7%	332 22.5%
	その他	24 1.6%	5 0.3%	25 1.7%	54 3.7%
	合計	1,038 70.2%	199 13.5%	241 16.3%	1,478 100.0%

表23は、男子の中間期教育における生活指導全体について、当該処遇課程等の少年の参加状況と他の処遇課程等の少年の参加状況をクロス集計したものであり、表24は、同じく女子についてのものである。男女とも先ほどの全体の状況と同様に、当該処遇課程の全員が参加し、かつ他の処遇課程等の少年も参加しているものが最も多くなっている。男子は約5割であるが、女子が6割を超えており、女子の方が高い割合となっている。なお、女子の場合、他の処遇課程の少年が参加しないものは、5パーセントを下回っている。

表23 指導対象者の状況（男子中間期教育）

		他の処遇課程等少年の参加			合計
		参加あり	参加なし	その他	
当該処遇課程等の参加少年	全員参加	387 49.6%	106 13.6%	65 8.3%	558 71.4%
	一部参加	78 10.0%	48 6.1%	43 5.5%	169 21.6%
	その他	24 3.1%	5 0.6%	25 3.2%	54 6.9%
	合計	489 62.6%	159 20.4%	131 16.8%	781 100.0%

表24 指導対象者の状況（女子中間期教育）

		他の処遇課程等少年参加			合計
		参加あり	参加なし	その他	
当該処遇課程等の参加少年	全員参加	434	25	52	511
		65.0%	3.7%	7.8%	76.5%
	一部参加	95	6	56	157
		14.2%	0.9%	8.4%	23.5%
	その他	0	0	0	0
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	合計	529	31	108	668
		79.2%	4.6%	16.2%	100.0%

表25は、対象者の参加範囲についての平成6年調査の結果である。この調査では、対象者の範囲を当該処遇課程等の全員が参加しているもの、当該処遇課程等の少年の一部が参加しているもの、及び他の処遇課程等の少年と混合して実施しているもの、という三つの種類に分けて、処遇課程等ごとに該当するものを選び（複数回答可）、その回答の構成比をまとめたものである。これによると、当該処遇課程等の少年のうち、その一部を対象とするものは非常に少なく、全員を対象とするものや、他の処遇課程等の少年も含むものが多いことが分かる。また、問題行動指導や治療的教育、情操教育は他の処遇課程等の少年を対象とするものが多く、基本的な生活訓練や進路指導等の他の細目等については、当該処遇課程等の少年全員が対象となるものが多い。

今回の調査と平成6年調査では、調査の枠組みが異なるため、比較することは難しいが、当該処遇課程の一部が参加するものが少なく、当該処遇課程等の少年が全員対象となっているものや、他の処遇課程等の少年も参加対象となっているものが多いことは、同じ傾向であると言える。

表25 指導対象者の範囲（中間期教育・細目等別）【平成6年調査】

	非行にかかわる態度及び行動上の問題性に対する指導（問題行動指導）	資質上の問題性に対する指導（治療的教育）	情操面の指導（情操教育）	基本的な生活態度に関する指導（基本的生活訓練）	保護環境上の問題性に関する指導（保護環境調整指導）	進路指導	情緒を安定させる指導	社会性を育成する指導	その他の指導
当該課程の全員	41.9%	38.6%	22.0%	57.4%	55.6%	52.0%	66.7%	58.1%	62.3%
当該課程の一部	4.8%	4.5%	2.4%	8.2%	0.0%	4.1%	11.1%	6.4%	7.5%
他課程と混合	53.2%	56.8%	75.6%	34.4%	44.4%	43.9%	22.2%	35.5%	30.2%

注1 複数回答による。

2 割合は、該当すると回答した処遇課程等数の合計（重複を含む）を100%とした、それぞれの構成比である。

表26は、各教育内容の選定基準を生活指導の細目ごとにまとめたものである。

全体の半数がその他となっているが、これは、当該処遇課程の少年全員が参加するものについて、その他を選択したものが多かったことによるものである。これを除くと、入院前の問題行動歴を基準としているものが最も多く、次いで資質面の問題性、本件非行名となっている。細目ごとに見ると、基準としている割合が高いものは、細目ごとに少しずつ異なっている。問題行動指導は本件非行名が最も多く、次いで入院前の問題行動歴となっており、ともに4割を超えている。治療的教育では資質面の問題性が6割を超えて最も多く、次いで少年鑑別所の処遇指針が約4割となっている。情操教育では、当該処遇課程等の少年が全員参加するものが多いことから、その他が7割を超えており、これを除いて最も多いのは、処遇段階が約2割となっている。基本的生活訓練も治療的教育と同様にその他が7割近くを占めており、これを除いて最も多いのは処遇段階となっている。保護関係調整指導では、その他を除けば保護環境が最も多く、資質面の問題性が次いで多くなっている。進路指導では、その他を除いて、処遇段階が最も多く、少年鑑別所の処遇指針が次いで多くなっている。

表26 指導対象者の選定基準（中間期教育・細目別）

	問題行動指導	治療的教育	情操教育	基本的 生活訓練	保護関係 調整指導	進路指導	総数
本件非行名	239	29	24	39	43	29	363
	41.2%	20.7%	9.4%	16.0%	23.9%	15.3%	24.6%
入院前の問題行動歴	236	43	24	37	43	37	384
	40.7%	30.7%	9.4%	15.2%	23.9%	19.6%	26.0%
資質面の問題性	169	86	23	37	60	36	375
	29.1%	61.4%	9.0%	15.2%	33.3%	19.0%	25.4%
保護環境	75	31	6	7	68	35	216
	12.9%	22.1%	2.3%	2.9%	37.8%	18.5%	14.6%
出院後の生活設計	72	12	6	13	58	40	193
	12.4%	8.6%	2.3%	5.3%	32.2%	21.2%	13.1%
少年鑑別所の処遇指針	161	58	22	31	54	43	335
	27.8%	41.4%	8.6%	12.7%	30.0%	22.8%	22.7%
本人の希望	43	16	12	11	28	21	103
	7.4%	11.4%	4.7%	4.5%	15.6%	11.1%	7.0%
処遇段階	176	15	51	55	56	45	347
	30.3%	10.7%	19.9%	22.5%	31.1%	23.8%	23.5%
その他	209	36	190	166	77	112	738
	36.0%	25.7%	74.2%	68.0%	42.8%	59.3%	49.9%
総数	580	140	256	244	180	189	1,478
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

注1 複数回答による。

2 複数の細目に該当する教育内容があるので、各細目の合計は総数と一致しない。

表27は、平成6年調査における中間期教育における生活指導の教育内容別選定基準の状況である。この調査結果は、該当する処遇課程等数を集計し、細目等ごとにその構成比を見たものである。これによると、資質面の問題性を選定基準としたものが最も多く、治療的教育、情操教育、情緒を安定させる指導、社会性を育成する指導の4つの教育内容で高くなっている。また、基本的生活訓練及び情操教育、進路指導では、処遇段階を基準とするものが最も多かった。問題行動指導と情緒を安定させる指導では、入院前の問題行動歴を基準とするのが最も多くなっている。

平成6年調査と今回の調査では、集計対象が異なり、単純な比較はできない。両者の傾向を見比べると、指導の細目、内容によって基準が異なる点は同じである。また、基準としているものもそれほど大きな違いはないが、問題行動指導については、若干傾向が異なっており、本件非行名を基準とするものが今回の調査の方が多いうかがえる。

表27 指導対象者の選定基準（中間期教育・細目等別）【平成6年調査】

	非行にかかわる態度及び行動上の問題性に対する指導（問題行動指導）	資質上の問題性に対する指導（治療的教育）	情操面の指導（情操教育）	基本的生活態度に関する指導（基本的生活訓練）	保護環境上の問題性に関する指導（保護環境調整指導）	進路指導	情緒を安定させる指導	社会性を育成する指導	その他の指導
本件非行名	17.0%	9.2%	5.1%	6.2%	5.6%	10.3%	0.0%	15.2%	9.9%
入院前の問題行動歴	25.8%	19.5%	7.6%	21.0%	12.2%	12.4%	33.3%	24.2%	15.5%
資質面の問題性	19.8%	22.2%	27.8%	21.0%	14.4%	19.6%	33.3%	33.3%	15.5%
保護環境	2.8%	3.2%	2.5%	3.7%	17.8%	3.1%	0.0%	0.0%	5.6%
出院後の生活設計	4.1%	6.5%	6.3%	1.2%	21.1%	15.5%	0.0%	3.0%	11.3%
少年鑑別所の処遇指針	14.7%	11.4%	10.1%	17.3%	11.1%	8.2%	22.2%	15.2%	8.5%
本人の希望	1.0%	7.0%	12.7%	0.0%	0.0%	2.1%	0.0%	0.0%	7.0%
処遇段階	13.4%	21.1%	20.3%	24.7%	17.8%	26.8%	11.1%	9.1%	19.7%
その他	1.4%	0.0%	7.6%	4.9%	0.0%	2.1%	0.0%	0.0%	7.0%

注1 複数回答による。

2 割合は、該当すると回答した処遇課程等数の合計(重複を含む)を100%とした、それぞれの構成比である。

5 指導者（表28、29）

表28は、教育過程別に生活指導の指導者の状況について示したものである。全体では、

個別担任が指導者としてかかわっているものが最も多く、約6割となっている。教育主担当職員が置かれているものは5割を上回っており、個別担任職員に次いで多くの教育にかかわっていた。その他の自庁職員がかかわっているものは、約4分の1であった。外部講師等がかかわっているものは、1割を上回っていた。いずれの教育過程においてもほぼ同じ傾向であるが、出院準備教育では、個別担任職員が指導者としてかかわっている割合が最も高く、6割を超えている。

表28 指導者（教育過程別）

	新入時教育	中間期教育	出院準備教育	合計
当該教育主担当 (主任) 職員	781 54.7%	1,051 56.8%	803 49.8%	2,635 53.9%
個別担任	829 58.1%	1,053 56.9%	970 60.2%	2,852 58.3%
その他自庁職員	363 25.4%	454 24.5%	404 25.1%	1,221 25.0%
他庁矯正職員	1 0.1%	0 0.0%	1 0.1%	2 0.0%
篤志面接委員・ 教誨師	120 8.4%	142 7.7%	138 8.6%	400 8.2%
外部講師・その 他	207 14.5%	286 15.5%	271 16.8%	764 15.6%
総数	1,427 100.0%	1,851 100.0%	1,612 100.0%	4,890 100.0%

注 複数類型（「薬物講座」、「性講座」等）の指導は、各類型ごとに計上している。

表29は、中間期教育における生活指導の指導者について細目ごとにまとめたものである。個別担任が指導者としてかかわっているものは、問題行動指導の細目を除く、他の細目すべてにおいて最も多くなっている。中でも保護関係調整指導が最も比率が高く、約8割となっている。最も比率の低い情操教育でも4割を超えている。教育主担当職員がかかわっている割合が最も高くなっている細目は問題行動指導で、約7割となっている。治療的教育、基本的生活訓練、保護関係調整指導、進路指導でも、個別担任に次ぐ比率となっている。篤志面接委員・教誨師は、情操教育での比率が高く、3割を超えており、個別担任に次いで高い比率となっているほか、外部講師等については、進路指導や情操教育において指導者となっている比率が高く、進路指導で3割を超え、情操教育でも約3割となっている。

表29 指導者（中間期教育・細目別）

	問題行動指導	治療的教育	情操教育	基本的 生活訓練	保護関係 調整指導	進路指導	総数
当該教育主担当 （主任）職員	665 69.8%	63 45.0%	70 26.4%	145 56.9%	85 44.5%	104 54.5%	1,051 56.8%
個別担任	558 58.6%	71 50.7%	110 41.5%	153 60.0%	151 79.1%	105 55.0%	1,053 56.9%
その他自庁職員	216 22.7%	27 19.3%	36 13.6%	115 45.1%	58 30.4%	39 20.4%	455 24.6%
他庁矯正職員	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
篤志面接委員・ 教誨師	19 2.0%	20 14.3%	90 34.0%	12 4.7%	12 6.3%	17 8.9%	142 7.7%
外部講師・その 他	118 12.4%	30 21.4%	76 28.7%	9 3.5%	18 9.4%	69 36.1%	286 15.5%
総数	953 100.0%	140 100.0%	265 100.0%	255 100.0%	191 100.0%	191 100.0%	1,851 100.0%

注 複数類型（「薬物講座」、「性講座」等）の指導は、各類型ごとに計上している。

6 指導案及び教材（表30～34）

表30は、指導案の整備状況を教育過程ごとに示したものである。全体の約6割について指導案を整備しており、教育過程別では中間期教育が最も高く、6割を少し上回っている。

表30 指導案整備状況（教育過程別）

	新入時教育	中間期教育	出院準備教育	合計
指導案あり	756 53.0%	1,139 61.5%	921 57.1%	2,816 57.6%
指導案なし	656 46.0%	702 37.9%	676 41.9%	2,034 41.6%
その他	15 1.1%	10 0.5%	15 0.9%	40 0.8%
合計	1,427 100.0%	1,851 100.0%	1,612 100.0%	4,890 100.0%

注 複数類型（「薬物講座」、「性講座」等）の指導は、各類型ごとに計上している。

表31は、中間期教育における生活指導の細目ごとの指導案の整備状況を示している。問題行動指導が最も高く、約4分の3が指導案を整備している。一方、指導案が整備されていない割合を見ると、情操教育が最も高く、約7割であるほか、次いで治療的教育、

基本的な生活訓練となっており、いずれも5割前後となっている。

表31 指導案整備状況（中間期教育・細目別）

	問題行動指導	治療的教育	情操教育	基本的 生活訓練	保護関係 調整指導	進路指導	総数
指導案あり	729	63	81	128	102	109	1,139
	76.5%	45.0%	30.6%	50.2%	53.4%	57.1%	61.5%
指導案なし	218	77	182	125	89	82	702
	22.9%	55.0%	68.7%	49.0%	46.6%	42.9%	37.9%
その他	6	0	2	2	0	0	10
	0.6%	0.0%	0.8%	0.8%	0.0%	0.0%	0.5%
合計	953	140	265	255	191	191	1,851
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

注 複数類型（「薬物講座」, 「性講座」等）の指導は、各類型ごとに計上している。

表32は、教材の使用状況を教育過程別に示したものである。全体としては、半数以上が何らかの教材を用いている。最も多くの指導で用いられていた教材は、自庁が作成したテキストやワークブックで、全体の約3割が使用している。次いで多いのは映像教材（その他）である。

表32 教材（教育過程別）

	新入時教育	中間期教育	出院準備教育	合計
録音教材 （矯正局作成）	62	89	68	219
	4.3%	4.8%	4.2%	4.5%
映像教材 （矯正局作成）	83	138	96	317
	5.8%	7.5%	6.0%	6.5%
映像教材 （その他）	263	394	268	925
	18.4%	21.3%	16.6%	18.9%
テキスト・ワークブック （矯正局作成）	90	171	123	384
	6.3%	9.2%	7.6%	7.9%
テキスト・ワークブック （自庁作成）	409	594	479	1,482
	28.7%	32.1%	29.7%	30.3%
テキスト・ワークブック （その他）	77	125	80	282
	5.4%	6.8%	5.0%	5.8%
その他の教材	242	323	251	816
	17.0%	17.5%	15.6%	16.7%
教材なし	700	774	782	2,256
	49.1%	41.8%	48.5%	46.1%
総数	1,427	1,851	1,612	4,890
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

注1 複数類型（「薬物講座」, 「性講座」等）の指導は、各類型ごとに計上している。

2 複数回答による。

表33は、中間期教育における教材の使用状況を示している。教材を使用している割合が最も高いのは、細目別では問題行動指導であり、約7割が何らかの教材を使用している。用いている教材で最も多いのは、自庁で作成したテキストやワークブックで4割以上が使用している。次いで映像教材（その他）で、3割以上が使用している。矯正局が制作した教材は、テキスト・ワークブックや映像教材は1割以上が用いており、録音教材は1割弱が使用されている。教材を使用している割合が最も低かった細目は治療的教育で、教材を使用していないものが6割以上であり、次いで基本的な生活訓練が、割合として低くなっている。

表33 教材（中間期教育・細目別）

	問題行動指導	治療的教育	情操教育	基本的 生活訓練	保護関係 調整指導	進路指導	総数
録音教材 (矯正局作成)	78 8.2%	0 0.0%	13 4.9%	7 2.7%	7 3.7%	12 6.3%	89 4.8%
映像教材 (矯正局作成)	115 12.1%	0 0.0%	13 4.9%	7 2.7%	11 5.8%	20 10.5%	138 7.5%
映像教材 (その他)	298 31.3%	0 0.0%	33 12.5%	24 9.4%	12 6.3%	59 30.9%	394 21.3%
テキスト・ワークブック (矯正局作成)	161 16.9%	0 0.0%	14 5.3%	20 7.8%	18 9.4%	13 6.8%	171 9.2%
テキスト・ワークブック (自庁作成)	434 45.5%	11 7.9%	25 9.4%	51 20.0%	45 23.6%	68 35.6%	594 32.1%
テキスト・ワークブック (その他)	88 9.2%	3 2.1%	12 4.5%	9 3.5%	12 6.3%	33 17.3%	125 6.8%
その他の教材	126 13.2%	41 29.3%	95 35.8%	21 8.2%	28 14.7%	20 10.5%	323 17.5%
教材なし	284 29.8%	91 65.0%	112 42.3%	164 64.3%	110 57.6%	74 38.7%	774 41.8%
総数	953 100.0%	140 100.0%	265 100.0%	255 100.0%	191 100.0%	191 100.0%	1,851 100.0%

注 複数類型（「薬物講座」、「性講座」等）の指導は、各類型ごとに計上している。

表34は、平成6年調査における中間期教育における生活指導の内容別の指導案及び教材の整備状況を示したものである。これによると、指導案については、保護環境調整指導が4割を下回り、情緒を安定させる指導が1割であることを除いては、おおむね5割から8割が整備されている状況にある。平成6年調査に比べると、今回の調査結果では、指導案が整備されている割合がやや低くなっている。

教材の使用状況については、問題行動指導が9割を上回り、ほぼすべての指導で教材を使用しており、最も低いものは、情緒を安定させる指導で、教材を使用しているもの

は4割である。平成6年調査に比べると、今回の調査結果では、何らかの教材を使用している割合が低くなっている。

表34 指導案の整備及び教材の使用状況（中間期教育・細目等別）【平成6年調査】

	非行にかかわる態度及び行動上の問題性に対する指導（問題行動指導）	資質上の問題性に対する指導（治療的教育）	情操面の指導（情操教育）	基本的生活態度に関する指導（基本的生活訓練）	保護環境上の問題性に関する指導（保護環境調整指導）	進路指導	情緒を安定させる指導	社会性を育成する指導	その他の指導
指導案あり	81.9%	65.8%	50.0%	60.8%	36.3%	64.2%	10.0%	57.6%	46.4%
教材あり	96.4%	69.2%	76.6%	64.1%	45.6%	73.8%	40.0%	75.8%	58.9%

7 指導時間・指導人員（表35～37）

表35～37は、それぞれ生活指導の細目ごとの指導の対象少年の人数及び指導時間の状況を、教育過程ごとに示している。いずれも、対象少年がいないもの、指導時間が算出できないものは除いている。

1つの教育内容についての対象少年の平均は、中間期教育が最も多く14.3名である。中間期教育においては、各細目の平均人員も、多少の違いはあるもののすべて10名台となっており、その中で進路指導が最も多く、約17名となっている。

1週間の指導時間の平均は、新入時教育が最も長く、全体で約160分となっている。細目別に最も長かったのは、基本的生活訓練で約260分である。基本的生活訓練は、すべての教育過程において、他の細目と比べて最も長いものとなっている。

表35 指導対象少年の平均人員及び週平均指導時間（新入時教育・細目別）

	問題行動指導	治療的教育	情操教育	基本的生活訓練	保護関係調整指導	進路指導	全体
対象少年の平均人員	6.2	11.1	8.3	8.0	5.8	7.6	8.6
1週間の指導平均時間（分）	167.8	121.6	111.7	258.9	225.7	104.5	159.4

表36 指導対象少年の平均人員及び週平均指導時間（中間期教育・細目別）

	問題行動指導	治療的教育	情操教育	基本的生活訓練	保護関係調整指導	進路指導	全体
対象少年の平均人員	13.2	12.0	16.3	15.7	15.2	16.9	14.3
1週間の指導平均時間（分）	115.8	86.9	97.4	148.0	129.8	104.9	106.0

表37 指導対象少年の平均人員及び週平均指導時間（出院準備教育・細目別）

	問題行動指導	治療的教育	情操教育	基本的 生活訓練	保護関係 調整指導	進路指導	全体
対象少年の 平均人員	7.8	7.8	9.0	8.5	10.1	9.9	8.6
1週間の指導 平均時間(分)	134.2	76.6	97.9	139.6	136.8	103.6	110.4

8 指導の開始時期（表38～41）

表38は、昭和52年に「少年院の運営について（依命通達）」の発出以降の少年院関係の主な動きをまとめたものである。短期処遇、長期処遇ともに、これまで改編がなされ、現在に至っている。また、少年法や少年院法の改正も少年院をめぐる大きな動きの一つとなっている。

表39は、教育過程別に各教育内容の指導がいつ開始されたかを示すものである。指導全体では、昭和52年の「少年院の運営について（依命通達）」発出以前に開始されていたものと、平成3年の短期処遇の改善策実施と平成19年の少年院法改正より前に開始されたものが、ともに約3割であった。教育過程ごとに見ると、新入時教育では、昭和52年より前に実施されていたものが、新入時教育の内容全体の4割を占めている。中間期、出院準備期はおおむね全体の傾向と同様である。

表38 昭和52年以降の少年院をめぐる主な動き

	内容	
昭和52年	「少年院の運営について（依命通達）」発出 <ul style="list-style-type: none"> ・短期処遇（一般・交通）の設置 ・長期処遇に生活指導，職業訓練，教科教育，特殊教育，医療措置の5つの処遇課程設置 ・基本的処遇計画・個別的処遇計画の作成 	・・・①
平成3年	短期処遇の改善策実施 <ul style="list-style-type: none"> ・教科教育，職業指導，進路指導の3課程設置 ・交通短期処遇を特修短期処遇に改編 	・・・②
平成5年	長期処遇の改善策実施 <ul style="list-style-type: none"> ・処遇課程を生活訓練，職業能力開発，教科教育，特殊教育，医療措置に再編 外国人処遇課程を新設	
平成9年	「少年院の運営について（依命通達）」の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・生活訓練課程にG₃を設ける 	
平成12年	少年法改正 <ul style="list-style-type: none"> ・原則逆送制度の制定 ・刑事処分年齢の引き下げ（16歳→14歳） 	
平成19年	少年院法改正 <ul style="list-style-type: none"> ・少年院収容可能年齢の引き下げ（14歳→おおむね12歳） ・在院者の保護者に対する措置を規定 短期処遇の改編 <ul style="list-style-type: none"> ・S₁，S₂，S₃→SE，SG ・特修短期処遇実施施設の集約化 	・・・③

注 ①，②，③は表39～41の表内の①，②，③に対応する。

表39 指導開始時期（教育過程別）

時期	新入時教育	中間期教育	出院準備教育	合計
①(昭和52年)より前	615 43.1%	557 30.1%	541 33.6%	1,713 35.0%
①以降, ②(平成3年)より前	255 17.9%	348 18.8%	264 16.4%	867 17.7%
②以降, ③(平成19年)より前	346 24.2%	616 33.3%	513 31.8%	1,475 30.2%
③以降	167 11.7%	278 15.0%	242 15.0%	687 14.0%
回答なし	44 3.1%	52 2.8%	52 3.2%	148 3.0%
合計	1,427 100.0%	1,851 100.0%	1,612 100.0%	4,890 100.0%

注1 ①，②，③は表38の①，②，③に対応する。

2 複数類型（「薬物講座」，「性講座」等）の指導は，各類型ごとに計上している。

表40は、生活指導の細目ごとに指導の開始時期をまとめたものである。これによると、情操教育、基本的な生活訓練、保護関係調整指導は、いずれも昭和52年より前に開始されていたものが4割を上回っている。進路指導では、昭和52年より前に開始されていたものが4分の1に満たず、平成3年以降、平成19年より前というのが4割を超えている。治療的教育では、昭和52年より前に開始されたものが、3割を上回って最も多く、次いで昭和52年以降、平成3年より前に開始されたものが最も多くなっている。

表40 指導開始時期（細目別）

	問題行動指導	治療的教育	情操教育	基本的 生活訓練	保護関係 調整指導	進路指導	総数
①(昭和52年)より前	745	131	316	365	247	132	1,713
	33.8%	35.1%	43.3%	43.7%	44.7%	23.1%	35.0%
①以降、②(平成3年)より前	373	125	134	78	67	90	867
	16.9%	33.5%	18.4%	9.3%	12.1%	15.7%	17.7%
②以降、③(平成19年)より前	623	70	222	296	157	254	1,475
	28.3%	18.8%	30.4%	35.4%	28.4%	44.4%	30.2%
③以降	418	39	20	82	54	80	687
	19.0%	10.5%	2.7%	9.8%	9.8%	14.0%	14.0%
回答なし	44	8	38	15	27	16	148
	2.0%	2.1%	5.2%	1.8%	4.9%	2.8%	3.0%
合計	2,203	373	730	836	552	572	4,890
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

注1 ①, ②, ③は表38の①, ②, ③に対応する。

2 複数類型（「薬物講座」、「性講座」等）の指導は、各類型ごとに計上している。

表41は、処遇区分ごとに指導の開始時期について示したものである。短期処遇では、平成19年以降に開始されたものが2割を上回っている。

表41 指導開始時期（処遇区分別）

時期	短期処遇	長期処遇	合計
①(昭和52年)より前	456	1,257	1,713
	32.4%	36.1%	35.0%
①以降、②(平成3年)より前	171	696	867
	12.1%	20.0%	17.7%
②以降、③(平成19年)より前	405	1,070	1,475
	28.8%	30.7%	30.2%
③以降	314	373	687
	22.3%	10.7%	14.0%
回答なし	62	86	148
	4.4%	2.5%	3.0%
合計	1,408	3,482	4,890
	100.0%	100.0%	100.0%

注1 ①, ②, ③は表38の①, ②, ③に対応する。

2 複数類型（「薬物講座」、「性講座」等）の指導は、各類型ごとに計上している。

9 指導方法の変更（表42～44）

表42は、過去10年間の指導方法の変更や追加の有無について、教育過程別に集計したものである。全体では、指導方法に変更等を加えていない方が多く、6割を上回っている。教育過程別では、中間期教育がやや変更等を加えている割合が高い。

表42 過去10年間の指導方法の変更等（教育過程別）

時期	新入時教育	中間期教育	出院準備教育	合計
変更等あり	474	689	498	1,661
	33.2%	37.2%	30.9%	34.0%
変更等なし	949	1,154	1,106	3,209
	66.5%	62.3%	68.6%	65.6%
その他（回答なし等）	4	8	8	20
	0.3%	0.4%	0.5%	0.4%
合計	1,427	1,851	1,612	4,890
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

注 複数類型（「薬物講座」、「性講座」等）の指導は、各類型ごとに計上している。

表43は、同じく生活指導の細目別に集計したものである。細目別では、問題行動指導が変更等を加えた割合が高く、4割を上回っている。一方、治療的教育は変更等を加えた割合が最も低く、1割を少し上回る程度であり、次いで情操教育も変更等を加えた割合が低く、2割を下回っている。

表43 過去10年間の指導方法の変更等（細目別）

	問題行動指導	治療的教育	情操教育	基本的 生活訓練	保護関係 調整指導	進路指導	総数
変更等あり	947	49	114	271	212	221	1,661
	43.0%	13.1%	15.6%	32.4%	38.4%	38.6%	34.0%
変更等なし	1,241	322	615	565	339	350	3,209
	56.3%	86.3%	84.2%	67.6%	61.4%	61.2%	65.6%
その他（回答なし等）	15	2	1	0	1	1	20
	0.7%	0.5%	0.1%	0.0%	0.2%	0.2%	0.4%
合計	2,203	373	730	836	552	572	4,890
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

注 複数類型（「薬物講座」、「性講座」等）の指導は、各類型ごとに計上している。

表44は、同じく処遇区分ごとに集計したものである。変更等を加えた割合が、長期処遇では3割を上回るにとどまる一方で、短期処遇は4割を超えている。

表44 過去10年間の指導方法の変更等（処遇区分別）

時期	短期処遇	長期処遇	合計
変更等あり	579 41.1%	1,082 31.1%	1,661 34.0%
変更等なし	814 57.8%	2,395 68.8%	3,209 65.6%
その他（回答なし等）	15 1.1%	5 0.1%	20 0.4%
合計	1,408 100.0%	3,482 100.0%	4,890 100.0%

注 複数類型（「薬物講座」、「性講座」等）の指導は、各類型ごとに計上している。

10 重点を置いて実施している教育について（表45～56）

表45は、全少年院が重点を置いて実施しているものとして挙げた教育内容（以下、「重点実施教育内容」と言う。）を指導領域の細目別に示したものである。新入時教育では、基本的生活訓練が多く、5割を上回っている。中間期教育では、問題行動指導が最も多く、6割を超えている。出院準備教育では、問題行動指導と進路指導がともに最も多く、4割を超えている。

表45 重点実施教育数（教育過程別）

	新入時教育	中間期教育	出院準備教育
問題行動指導	142 41.8%	208 61.2%	149 41.4%
治療的教育	19 5.6%	30 8.8%	26 7.2%
情操教育	45 13.2%	42 12.4%	41 11.4%
基本的生活訓練	182 53.5%	80 23.5%	92 25.6%
保護関係調整指導	71 20.9%	64 18.8%	87 24.2%
進路指導	47 13.8%	81 23.8%	149 41.4%
総数	340 100.0%	340 100.0%	360 100.0%

注 複数の細目に該当するものがあり、各細目の合計は総数と一致しない。

表46は、男子少年院における重点実施教育内容の教育過程及び細目ごとに見たものである。ほぼ全体と同様の傾向であるが、全般に情操教育の割合が少なくなっている。

表46 重点実施教育数（男子少年院）

	新入時教育	中間期教育	出院準備教育
問題行動指導	65 31.1%	128 58.7%	86 40.4%
治療的教育	7 3.3%	14 6.4%	10 4.7%
情操教育	7 3.3%	12 5.5%	10 4.7%
基本的生活訓練	125 59.8%	36 16.5%	43 20.2%
保護関係調整指導	36 17.2%	30 13.8%	31 14.6%
進路指導	11 5.3%	31 14.2%	78 36.6%
総数	209 100.0%	218 100.0%	213 100.0%

注 複数の細目に該当するものがあり、各細目の合計は総数と一致しない。

表47は、同様に女子少年院について示したものである。女子では、新入時教育及び中間期教育において問題行動指導が多くなっており、出院準備教育では進路指導が多くなっている。また、情操教育の割合が全体の傾向に比べて高くなっている。

表47 重点実施教育数（女子少年院）

	新入時教育	中間期教育	出院準備教育
問題行動指導	71 59.7%	74 66.1%	57 41.9%
治療的教育	10 8.4%	13 11.6%	12 8.8%
情操教育	34 28.6%	29 25.9%	30 22.1%
基本的生活訓練	53 44.5%	42 37.5%	44 32.4%
保護関係調整指導	34 28.6%	31 27.7%	51 37.5%
進路指導	34 28.6%	46 41.1%	66 48.5%
総数	119 100.0%	112 100.0%	136 100.0%

注 複数の細目に該当するものがあり、各細目の合計は総数と一致しない。

表48～50は、男子少年院における重点実施教育の細目別の実施数と構成比を処遇課程別に集計したもので、教育過程ごとに表にしたものである。新入時教育では、どの処遇課程等も基本的な生活訓練の割合が高いが、中でもH₂では8割、H₁やE₁では7割を超え、非常に高くなっている。中間期教育では、どの処遇課程等も問題行動指導が他の細目に比べて最も高い細目になっている。出院準備教育では、問題行動指導が高い割合を占めているほか、G₁、V₂、H₁、H₂においては進路指導も高くなっており、H₂では8割を超えている。

表48 処遇課程等別重点実施教育数（男子新入時教育）

	問題行動指導	治療的教育	情操教育	基本的 生活訓練	保護関係 調整指導	進路指導	総数	
短期 処遇	SE	8	0	0	10	3	1	22
		36.4%	0.0%	0.0%	45.5%	13.6%	4.5%	100.0%
	SG	8	0	0	13	5	2	28
		28.6%	0.0%	0.0%	46.4%	17.9%	7.1%	100.0%
長期 処遇	O	4	0	0	2	1	0	7
		57.1%	0.0%	0.0%	28.6%	14.3%	0.0%	100.0%
	G ₁	11	1	1	19	5	2	29
		37.9%	3.4%	3.4%	65.5%	17.2%	6.9%	100.0%
長期 処遇	G ₂	2	2	1	5	3	1	9
		22.2%	22.2%	11.1%	55.6%	33.3%	11.1%	100.0%
	G ₃	5	1	0	11	4	0	19
		26.3%	5.3%	0.0%	57.9%	21.1%	0.0%	100.0%
	V ₁	3	0	1	4	2	1	7
		42.9%	0.0%	14.3%	57.1%	28.6%	14.3%	100.0%
	V ₂	12	1	2	29	5	2	45
		26.7%	2.2%	4.4%	64.4%	11.1%	4.4%	100.0%
	E ₁	4	0	0	15	2	0	20
		20.0%	0.0%	0.0%	75.0%	10.0%	0.0%	100.0%
	E ₂	3	0	0	3	0	0	6
		50.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	100.0%
H ₁	3	1	1	7	3	1	9	
	33.3%	11.1%	11.1%	77.8%	33.3%	11.1%	100.0%	
H ₂	2	1	1	7	3	1	8	
	25.0%	12.5%	12.5%	87.5%	37.5%	12.5%	100.0%	
合計	65	7	7	125	36	11	209	

注 複数の細目に該当するものがあり、各細目の合計は総数と一致しない。

表49 処遇課程等別重点実施教育数（男子中間期教育）

	問題行動指導	治療的教育	情操教育	基本的 生活訓練	保護関係 調整指導	進路指導	総数	
短期 処遇	SE	13	0	0	4	3	3	23
		56.5%	0.0%	0.0%	17.4%	13.0%	13.0%	100.0%
	SG	15	0	2	4	4	4	30
		50.0%	0.0%	6.7%	13.3%	13.3%	13.3%	100.0%
	O	7	0	1	1	1	0	10
		70.0%	0.0%	10.0%	10.0%	10.0%	0.0%	100.0%
長期 処遇	G ₁	19	4	3	5	7	7	30
		63.3%	13.3%	10.0%	16.7%	23.3%	23.3%	100.0%
	G ₂	4	2	1	2	2	2	10
		40.0%	20.0%	10.0%	20.0%	20.0%	20.0%	100.0%
	G ₃	13	2	2	2	2	2	20
		65.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	100.0%
	V ₁	4	0	0	1	1	2	8
		50.0%	0.0%	0.0%	12.5%	12.5%	25.0%	100.0%
	V ₂	26	2	2	8	5	7	44
		59.1%	4.5%	4.5%	18.2%	11.4%	15.9%	100.0%
	E ₁	13	1	1	5	3	2	24
		54.2%	4.2%	4.2%	20.8%	12.5%	8.3%	100.0%
	E ₂	5	0	0	0	0	0	5
		100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	H ₁	6	2	0	2	1	1	9
		66.7%	22.2%	0.0%	22.2%	11.1%	11.1%	100.0%
	H ₂	3	1	0	2	1	1	5
		60.0%	20.0%	0.0%	40.0%	20.0%	20.0%	100.0%
合計	128	14	12	36	30	31	218	

注 複数の細目に該当するものがあり、各細目の合計は総数と一致しない。

表50 処遇課程等別重点実施教育数（男子出院準備教育）

	問題行動指導	治療的教育	情操教育	基本的 生活訓練	保護関係 調整指導	進路指導	総数	
短期処遇	SE	11 45.8%	0 0.0%	1 4.2%	5 20.8%	2 8.3%	5 20.8%	24 100.0%
	SG	14 45.2%	0 0.0%	2 6.5%	5 16.1%	4 12.9%	6 19.4%	31 100.0%
	O	5 50.0%	0 0.0%	1 10.0%	2 20.0%	0 0.0%	2 20.0%	10 100.0%
	G ₁	8 30.8%	5 19.2%	1 3.8%	5 19.2%	6 23.1%	14 53.8%	26 100.0%
長期処遇	G ₂	2 28.6%	1 14.3%	1 14.3%	2 28.6%	2 28.6%	3 42.9%	7 100.0%
	G ₃	10 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	6 30.0%	2 10.0%	6 30.0%	20 100.0%
	V ₁	5 55.6%	0 0.0%	1 11.1%	2 22.2%	1 11.1%	4 44.4%	9 100.0%
	V ₂	15 32.6%	3 6.5%	2 4.3%	7 15.2%	8 17.4%	22 47.8%	46 100.0%
	E ₁	7 35.0%	0 0.0%	1 5.0%	5 25.0%	4 20.0%	6 30.0%	20 100.0%
	E ₂	5 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 100.0%
	H ₁	3 33.3%	1 11.1%	0 0.0%	2 22.2%	1 11.1%	5 55.6%	9 100.0%
	H ₂	1 16.7%	0 0.0%	0 0.0%	2 33.3%	1 16.7%	5 83.3%	6 100.0%
	合計	86	10	10	43	31	78	213

注 複数の細目に該当するものがあり、各細目の合計は総数と一致しない。

表51～53は、同じく女子少年院の状況を示したものである。新入時教育では、どの処遇課程等も問題行動指導が高くなっており、SEやE₂では8割を超えている。中間期教育でも、すべての処遇課程等で、他の細目と比べて問題行動指導が最も高い細目となっている。出院準備教育では、SE、G₁、E₁、E₂、H₁、H₂において、問題行動指導が最も高い細目となっているが、SG、G₃、V₂では問題行動指導とともに、進路指導も同じ比率で高くなっている。

表51 処遇課程等別重点教育実施数（女子新入時教育）

		問題行動指導	治療的教育	情操教育	基本的 生活訓練	保護関係 調整指導	進路指導	総数
短期 処遇	SE	15	1	3	6	4	1	17
		88.2%	5.9%	17.6%	35.3%	23.5%	5.9%	100.0%
	SG	14	1	3	5	3	3	20
		70.0%	5.0%	15.0%	25.0%	15.0%	15.0%	100.0%
長期 処遇	G ₁	14	2	5	7	5	7	23
		60.9%	8.7%	21.7%	30.4%	21.7%	30.4%	100.0%
	G ₃	6	1	3	4	3	3	8
		75.0%	12.5%	37.5%	50.0%	37.5%	37.5%	100.0%
	V ₂	16	2	6	11	7	8	28
		57.1%	7.1%	21.4%	39.3%	25.0%	28.6%	100.0%
	E ₁	14	1	5	7	4	7	21
		66.7%	4.8%	23.8%	33.3%	19.0%	33.3%	100.0%
	E ₂	5	0	1	0	0	0	6
		83.3%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
H ₁	15	3	6	9	6	8	25	
	60.0%	12.0%	24.0%	36.0%	24.0%	32.0%	100.0%	
H ₂	11	2	2	4	2	2	18	
	61.1%	11.1%	11.1%	22.2%	11.1%	11.1%	100.0%	
合計		110	13	34	53	34	39	166

注 複数の細目に該当するものがあり、各細目の合計は総数と一致しない。

表52 処遇課程等別重点教育実施数（女子中間期教育）

		問題行動指導	治療的教育	情操教育	基本的 生活訓練	保護関係 調整指導	進路指導	総数
短期 処遇	SE	19	1	3	5	4	4	20
		95.0%	5.0%	15.0%	25.0%	20.0%	20.0%	100.0%
	SG	26	0	3	4	4	6	31
		83.9%	0.0%	9.7%	12.9%	12.9%	19.4%	100.0%
長期 処遇	G ₁	30	3	4	6	4	8	38
		78.9%	7.9%	10.5%	15.8%	10.5%	21.1%	100.0%
	G ₃	11	1	3	3	3	3	12
		91.7%	8.3%	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	100.0%
	V ₂	34	2	5	7	6	8	40
		85.0%	5.0%	12.5%	17.5%	15.0%	20.0%	100.0%
	E ₁	28	1	4	5	4	8	33
		84.8%	3.0%	12.1%	15.2%	12.1%	24.2%	100.0%
	E ₂	6	0	0	0	0	0	6
		100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
H ₁	25	4	6	9	5	8	35	
	71.4%	11.4%	17.1%	25.7%	14.3%	22.9%	100.0%	
H ₂	19	3	1	3	1	3	25	
	76.0%	12.0%	4.0%	12.0%	4.0%	12.0%	100.0%	
合計		198	15	29	42	31	48	240

注 複数の細目に該当するものがあり、各細目の合計は総数と一致しない。

表53 処遇課程等別重点実施教育数（女子出院準備教育）

		問題行動指導	治療的教育	情操教育	基本的 生活訓練	保護関係 調整指導	進路指導	総数
短期 処遇	SE	10	1	4	5	7	6	16
		62.5%	6.3%	25.0%	31.3%	43.8%	37.5%	100.0%
	SG	9	0	3	4	5	9	18
		50.0%	0.0%	16.7%	22.2%	27.8%	50.0%	100.0%
長期 処遇	G ₁	13	2	4	6	6	9	23
		56.5%	8.7%	17.4%	26.1%	26.1%	39.1%	100.0%
	G ₃	4	0	3	3	4	4	6
		66.7%	0.0%	50.0%	50.0%	66.7%	66.7%	100.0%
	V ₂	14	2	5	7	10	14	30
		46.7%	6.7%	16.7%	23.3%	33.3%	46.7%	100.0%
	E ₁	11	1	4	6	8	10	23
		47.8%	4.3%	17.4%	26.1%	34.8%	43.5%	100.0%
	E ₂	5	0	0	1	0	0	6
		83.3%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	100.0%
	H ₁	15	4	5	9	6	11	28
	53.6%	14.3%	17.9%	32.1%	21.4%	39.3%	100.0%	
H ₂	9	2	2	3	5	3	19	
	47.4%	10.5%	10.5%	15.8%	26.3%	15.8%	100.0%	
合計		90	12	30	44	51	66	169

注 複数の細目に該当するものがあり、各細目の合計は総数と一致しない。

表54は、重点実施教育の対象少年の範囲の状況を教育過程別に見たものである。全教育過程を通じて、全員参加となっているものが6割を上回っており、生活指導全般の傾向とほぼ同じである。

表54 重点実施教育内容の指導対象者の範囲（教育過程別）

	新入時教育	中間期教育	出院準備教育	総数
全員参加	266	219	268	753
	78.2%	64.4%	74.4%	72.4%
一部参加	20	67	43	130
	5.9%	19.7%	11.9%	12.5%
その他	54	54	49	157
	15.9%	15.9%	13.6%	15.1%
総数	340	340	360	1,040
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表55は、重点実施教育の他の処遇課程等の少年の参加状況を教育過程別に見たものである。新入時教育で約7割、出院準備教育でも約6割が参加するものとなっており、生活指導全般の状況とほぼ同じである。

表55 他の処遇課程等少年の参加状況（教育過程別）

	新入時教育	中間期教育	出院準備教育	総数
全員参加	211 70.8%	206 60.6%	213 59.2%	630 60.6%
一部参加	64 21.5%	65 19.1%	76 21.1%	205 19.7%
その他	65 21.8%	69 20.3%	71 19.7%	205 19.7%
総数	298 100.0%	340 100.0%	360 100.0%	1,040 100.0%

表56は、重点実施教育の指導者の状況を教育過程別に示したものである。いずれの教育過程でも、個別担任が最も高くなっており、5割を上回っている。当該教育についての主担当職員のいるものは、すべての過程を通じて、5割を超えており、いずれも個別担任に次いで高い割合となっている。

表56 重点実施教育の指導者

	新入時教育	中間期教育	出院準備教育	総数
当該教育主担当 (主任) 職員	176 51.8%	189 55.6%	197 54.7%	562 54.0%
個別担任	201 59.1%	190 55.9%	202 56.1%	593 57.0%
その他自庁職員	79 23.2%	83 24.4%	88 24.4%	250 24.0%
他庁矯正職員	0 0.0%	0 0.0%	1 0.3%	1 0.1%
篤志面接委員・教誨 師	10 2.9%	11 3.2%	14 3.9%	35 3.4%
外部講師・その他	10 2.9%	39 11.5%	39 10.8%	88 8.5%
総数	340 100.0%	340 100.0%	360 100.0%	1,040 100.0%

注1 複数の類型がある指導は、各類型をそれぞれ1として集計している。

2 複数回答による。

11 新たな指導や処遇技法等の実施等（表57、58）

(1) 新たな指導や処遇技法等の必要性について

表57は、新たな指導や処遇技法等の実施の必要性について尋ねた結果である。「非常に必要性を感じている」及び「やや必要性を感じている」を合わせると、半数以上の施設が、新たな指導や処遇技法等の必要性を感じている。

表57 新たな指導や処遇技法の実施の必要性

	施設数
非常に必要を感じている	9 17.3%
やや必要性を感じている	21 40.4%
あまり必要性を感じていない	22 42.3%
全く必要性を感じていない	0 0.0%
合計	52 100.0%

自由記述形式で、どのような指導や処遇技法を必要と感じているか尋ねたところ、認知行動療法を挙げている施設が5施設、アンガーマネジメントを挙げた施設が2施設、アサーショントレーニングを挙げた施設が3施設ある。また、発達上の障害を抱えている少年に対する指導を挙げている施設が5施設あるほか、低年齢の少年に対する指導や、言語能力の低い少年に対する指導を挙げている施設もある。

(2) 新たな指導や処遇技法等の実施の取り組みについて

表58は、過去5年に新たな指導や処遇技法等の実施の有無について尋ねた結果である。7割以上の施設で、新たな処遇技法等の取組があったと答えている。

表58 過去5年間における新たな指導や処遇技法等の実施

	施設数
実施あり	40 76.9%
実施なし	12 23.1%
合計	52 100.0%

その内容について自由記述で尋ねたところ、「保護者と少年を対象としたディスカッションスキルのトレーニング」や親子共同作業など、保護者が参加する指導等の取組が挙げている（10施設）ほか、認知行動療法（2施設）やアサーショントレーニング（2施設）、モラルジレンマ（2施設）、箱庭療法（1施設）などについても挙げている。また、短期処遇の施設では、非行態様別指導（5施設）を挙げている。

これらの取組のきっかけを見ると、保護者が参加する指導等の取組については、「保護者に対する働き掛けの一環」、「少年院法が改正され、保護者に対する措置の規

定が整備されたことを受けて」といった回答があり、非行態様別指導の導入については、「短期処遇の改編」を理由としているものがほとんどである。認知行動療法やアサーショントレーニングなどを挙げている施設では、「不適応行動や対人トラブルが目立つ少年が増えた。」「自分の気持ちを素直に相手に伝えることができない被収容少年が増えた。」「対人関係の築き方、持ち方をトレーニングする必要性を入院少年の特性から感じた。」など、少年院に入院する少年の特性やその変化をきっかけとする施設が多い。また、新たに導入するものとして、認知行動療法やアサーショントレーニング等を選んだ理由については、「指導が導入しやすく、根本原因に近いところを解決できる（認知行動療法）」、「知識として理解した職員が増えた（認知行動療法）」、「少年が理解しやすく、職員サイドも指導が容易で、しかも効果が上がりやすい（アサーショントレーニング）」などの回答があり、職員の習熟のしやすさや少年の理解のしやすさとともに、実施による効果などを検討した結果、導入に至っていることがうかがえる。

(3) 現在実施している指導や処遇技法等の問題点等について

現在実施している指導や処遇技法等について、問題や不都合を感じている点について尋ねた。

約4割の施設は、問題点等はないとの回答であり、残り約6割の施設が何らかの問題点等を挙げている。最も多かったのは職員や職員配置の問題で、全体の4分の1の施設（13施設）が挙げている。「経験不足や職員の力量によっては、十分な効果が得られないこともある。」「専門的な知識を持つ職員が少ないため、系統だった十分な指導ができていない。」「配置等の関係で指導が特定の職員に集中してしまい、だれもが充実した指導を行うまでには至っていない。」といった意見など、職員の指導力不足や指導力のある職員の不足についての意見が多く、処遇技法の実施をはじめ、指導者の力量や実施者の偏りをうかがわせる回答が目立っている。一方で、「後継の職員を育てられなかったという問題があるが、勤務配置に余裕がなく、公務として研修に出すことが難しい。」「個々の職員がそれぞれに勉強し、工夫して指導しているが、体系化されておらず、計画的なものとなっていないこと。」などといった意見も見られ、組織的な職員育成の取組の難しさがうかがえる。

その他、「生活指導領域での指導やその取組は十分とは言えず、現在実施している指導について、見直していくとともに、系統だったカリキュラムの構築が必要である。」「少年の質的变化を常に把握することと、少年個々のニーズに合った指導をする必要がある。」といった、より少年の状況に合う指導方法の構築についての意見や、処遇効果の検証がなされていないことについて指摘する意見も見られる。

(4) 個別担任職員の働き掛けについて

少年の個別担任職員や寮担任職員の少年に対する個別的な働き掛けの中で、担任職員が独自で習得した処遇技法による指導や働き掛けを行った事例について尋ねた。

全施設の約4割に当たる23施設が事例を挙げている。認知行動療法を用いた事例を挙げているものが5施設、アンガーマネジメントを用いた事例を挙げているものが4施設、アサーショントレーニングを用いた事例を挙げているものが2施設、モラルジレンマを用いた事例を挙げているものが1施設ある。

認知行動療法については、性非行の少年に用いた事例や日記指導において活用した事例などが紹介されており、アンガーマネジメントは、自分の感情を統制するのが難しい少年に用いた事例、職員に対する暴行等の規律違反を繰り返した少年に対して用いた事例などが紹介されている。

その他に、絵画を用いた事例を挙げているものが4施設あったほか、作曲や楽器演奏、楽器作成に取り組んだ事例など、芸術的な方面での処遇事例も見られる。

IV 考察

1 少年院の教育活動における生活指導の重要性

少年院においては様々な教育活動が行われているが、その指導領域は、生活指導領域、職業補導領域、教科教育領域、保健・体育領域、特別活動領域の五つに分けられている。その中で生活指導領域は、「在院者の個別的な問題の改善並びに健全なものの見方、考え方及び行動の仕方の育成を図る領域」（平成8年11月27日付け矯正局長通達「少年院における教育課程の編成、実施及び評価の基準について」）とされ、他の領域に比べ包含する指導内容が広く、少年院の教育の中心的な役割を果たしている。

今回の調査では、各施設の五つの領域の週平均指導時間数について調査したが、生活指導領域はすべての教育過程を通じて、約4割から5割を占めており、五つの領域の中で最も多く時間数を割り当てていることが明らかとなった。これは15年前に実施した調査と同じような傾向を示しており、生活指導領域は、その指導時間の配分や位置付けの点で、引き続き中心的なものになっていると言えるだろう。

処遇課程等ごとの生活指導の時間の割合を見ると、各処遇課程等で割合は異なっており、中間期教育過程における状況を見ても、最も低い割合で25パーセント程度のものから、最も高い割合で50パーセントを超えるものまで幅が広く、各施設が様々な事情を勘案した上で、柔軟に設定していることがうかがえる。

生活指導領域にはさらに六つの細目が定められており、今回の調査では、細目ごとの教育内容の実施数を調査した。少年院全体では、各教育過程を通じて、細目の中では、問題行動指導が最も実施数が多く、各課程の実施総数の約3割を占めている。とりわけ中間期教育において最も高い割合となり、約4割を占めている。15年前の調査結果では、中間期教育では、治療的教育が最も高い割合を占めていたが、今回の調査では、治療的教育はすべての教育過程を通じて細目の中で最も低く、1割に満たない。少年の問題の

改善や健全な生活に向けての指導に重点が置かれていることに変わりはない中で、資質や情緒等の問題性に対する指導という枠組みから、非行にかかわる意識や態度、行動面に対する指導という枠組みへとシフトしつつあることがうかがえ、非行内容に表れる問題点に、より焦点を当てて指導を実施しているように見える。

処遇課程等ごとに見ると、ほとんどの処遇課程等について、15年前と比べて全体の教育内容実施数に占める問題行動指導の実施数の割合が増加している。また、重点実施教育の内容として、問題行動指導に分類される教育が、とりわけ中間期教育において、多く挙げられていたことから、各少年院が問題行動指導の充実に向けて取り組んでいることがうかがえる。ただ、その中で、例えば男子のH₁、H₂では、治療的教育の割合が高くなっているものがあるなど、処遇課程等の特性に応じた状況も見られる。これは、個々の少年の特性に応じた働き掛けが適切に行われている対応の表れとも言える。

問題行動指導が非常に大切な指導の一つであることは言うまでもなく、今後も処遇の充実・強化が期待されるが、その一方で、処遇課程等やその対象となっている少年個々の特性に応じて、指導の力点が柔軟に定置されていくという、矯正教育の基本理念が忠実に実施されることが望まれる。

2 少年院の指導における処遇技法の充実

少年院の指導、とりわけ生活指導においては、様々な指導方法が用いられており、様々な処遇技法も実施されている。

今回の調査においては、面接指導や講話・講義、作文指導といった指導方法を実施している処遇課程等の割合が高く、このような指導方法が依然として中心的な指導方法となっていることが言える。

また、これら指導に加え、役割交換書簡法やロールプレイングなどの割合も高くなっており、各施設が様々な処遇技法を指導場面に取り入れ、一つの教育内容の指導に、様々な方法や技法を組み合わせる指導を積み重ねている様子がうかがえる。

とりわけSSTや認知行動療法、グループワーク、また箱庭療法をはじめとする芸術療法についても、多くの処遇課程等で実施されていることに注目したい。個別担任職員や寮担任職員が取り組んだ事例に目を向けても、苦勞しながら、新しい指導方法、処遇技法を取り入れている様子をうかがうことができる。

これらの状況は、教育の対象となる少年の質的な変化や、再犯防止がこれまで以上に強く求められる少年院の教育に対する要請などを背景に、少年院がその教育実践において、より良い指導方法や処遇技法の探究を積み重ねている結果の一つであると見ることもできる。このような前向きな取組が今後も継続されることが期待される。

3 生活指導の対象者と処遇の個別化

少年院における教育活動は、少年個々の問題性や心身の発達状況、資質の特徴、将来

の生活設計等を勘案し、それぞれにふさわしい教育内容、教育方法が選択され、個別的処遇計画が設定され、その計画に基づいて実施されている。

今回の調査では、それぞれの教育内容の実施において、その対象となる少年の範囲や他の処遇課程等の少年の参加状況、対象となる少年の選定基準等について調査した。実施されている教育内容全体の約7割から8割は、当該処遇課程等の少年全員を対象として指導がなされている。

この状況は、少年が属している施設と処遇課程等によって、その少年に対する教育内容の多くが決まるということを意味している。当該処遇課程等の少年全員を対象として指導を実施することや、他の処遇課程等の少年と一緒に指導を実施することが、直ちに問題となる状況とは言えず、対象者を多くすることで、より効果的に指導できる場合も少なくない。しかし、施設内の少年に対する指導が一律的なものとならず、少年個々に応じた教育指導がなされるよう、個別的処遇計画の策定段階等において留意する必要があると言える。

処遇の個別化という少年院における基本的な原則に立ち返り、それぞれの教育活動の対象者やその選考基準等について、見直すことも必要であろう。

4 生活指導における指導者の状況

指導者の状況についての調査結果では、それぞれの教育内容に主担当職員が指名され、指導にかかわっているものが半数以上ある一方で、個別担任職員も半数以上の教育内容の指導にかかわっていることが明らかになった。個別担任職員が指導者としてかかわっている教育内容の比率は各細目において高く、あらゆる場面の指導に個別担任職員がかかわっていることがうかがえる。

個別担任職員は、担任少年の指導に大きくかかわるほか、少年に対する評価や、保護者に対する措置における面談などの対応等、少年院における少年処遇の非常に大きな部分が委ねられており、それだけに個別担任職員に課されている責任もまた非常に重いと言える。

しかし、一方で個別担任職員の指導技術や技量の差が、少年の処遇の質の差につながりやすいことも懸念される。したがって、これら職員に対しては、少年に対する処遇をはじめ、様々な業務を遂行できる力を養っておく必要があり、施設が職員養成の仕組みを整備するなど、すべての職員の指導力が一定程度のレベルに保たれるようなシステム作りが求められる。

また、個別担任職員の負担を考慮し、所属寮職員を中心として、個別担任職員の業務をバックアップするだけでなく、所属寮として組織的に働き掛ける処遇・指導を推進することも一つの方策であろう。

5 少年院の生活指導における今後の課題等について

生活指導の指導開始時期を見ると、昭和52年より前に開始されたものが3割以上ある一方で、平成19年以降に開始されたものも1割以上あり、少年院の教育においては、伝統的実践方法と新しい実践方法とが並存している。昔から活用された実践方法には良きものが数多くある一方で、少年の質的变化や社会的な要請から様々な新しい実践の導入も必要になっているのだろう。

少年の問題性により鋭く対応するための新たな処遇技法の取り入れや、保護者や社会に対してよりきちんと説明するための取組などについては、前述したように個別担任職員が多く部分を担っており、こうした現状を踏まえれば、少年院における処遇は基本的に組織的なものであるとしても、個別担任職員自身の技術や知識などが従前にも増して必要となる場面が、多くなってきていると考えられる。

個別担任職員がその技術や知識を生かし、成果を上げている例は極めて多い。しかし一方で、指導力不足や指導力のある職員の不足を問題点として挙げる施設も少なくない状況であり、個別担任職員が取り組んでいる教育実践には、まだまだ改善の余地は残されているものと考えられる。

そのためには、個別担任職員の業務のバックアップ体制の構築や指導力向上を図る上でのシステムの構築やプログラム作成に、全少年院が組織的に一丸となって取り組んでいくことが、大きな課題となっているものと言えるであろう。

付 記

最後に、本研究の実施に当たり、調査研究に御協力を賜った法務省矯正局をはじめ矯正施設の各位に対し、心からの謝意を表します。